

## 第2章 我が国におけるPFIの現況

### 2-1 PFI事業の実施状況

内閣府では、アニュアルレポートの作成にあたり、我が国におけるPFI事業の傾向や現状を把握するために、平成18(2006)年1月までにPFI事業の実施方針を公表した228事業の実施主体にアンケート調査を実施した(うち195事業から回答を回収(有効回収率85.5%))。

本章では、平成18(2006)年3月までに実施方針を公表した230事業の公表資料データに加えて、上記アンケート調査の結果、195の事業実施主体(公共施設等の管理者等)から回収したデータを踏まえ、我が国のPFI事業の実施状況について分析を行った。

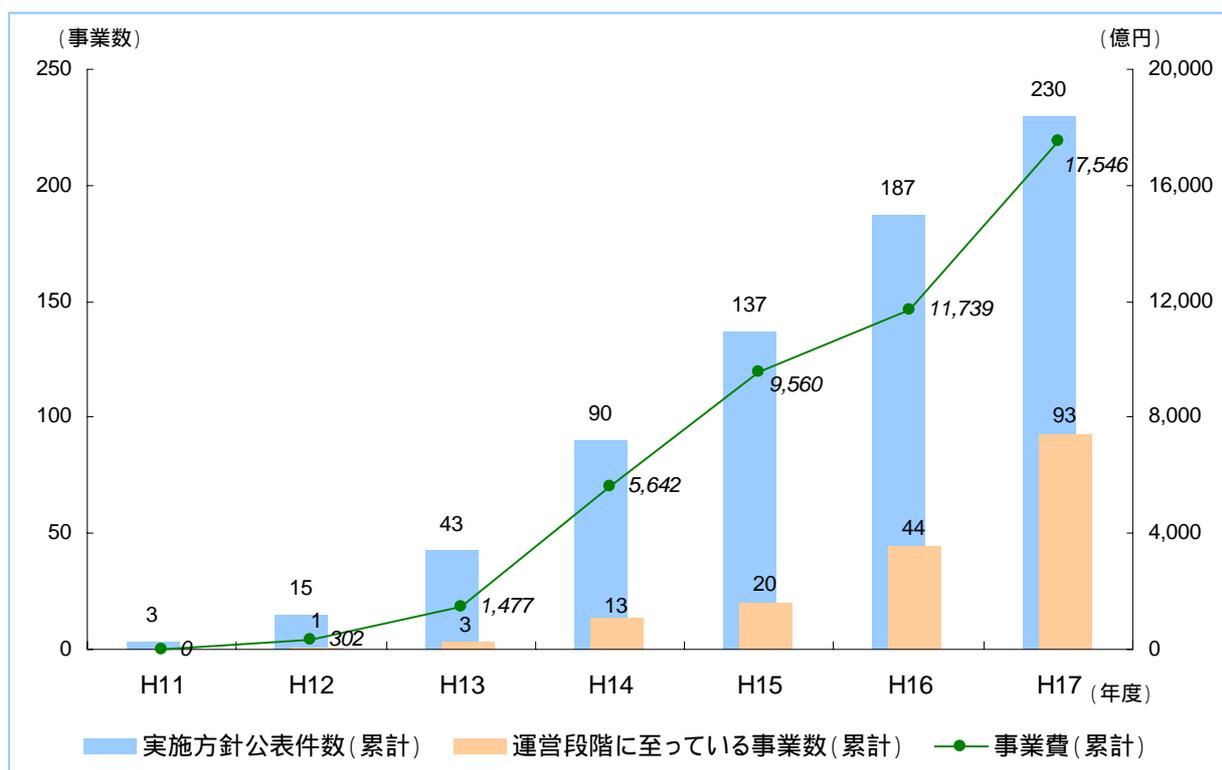
#### 2-1-1 実施方針公表済み事業全体の傾向

本項においては、平成18(2006)年3月までに実施方針を公表した事業全体についての傾向を公表資料に基づき整理する。なお、本項に示されている数値は、特に断りのない限り、平成17(2005)年度末のものである。

##### (1) PFI事業数と事業費累計

実施方針を公表済みのPFI事業数は年々増加しており、平成17(2005)年度末時点で230件にのぼっている。ここ数年は、年間約40~50件程度の事業数の増加が見られる。また、事業費も事業数の増加に伴って増加しており、約1兆8,000億円に至っている。さらに、すでに施設の供用が開始された事業(以下、「運営段階に至っている事業」という。)についても、93事業に達している(図表2-1-1)。

図表 2-1-1 事業数（実施方針公表数）及び事業費の推移（累計）



(注) 事業費については、事業実施主体（公共施設等の管理者等）から公表された落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものであるため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている場合がある。また、公的負担のない事業についての事業費は含まれていない。年度については契約年度ごとに分類している

## (2) 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別の事業数

実施方針の公表開始時期を事業実施主体（公共施設等の管理者等）別にみると、平成 11（1999）年度に実施方針を公表している地方公共団体があらわれている。国は、平成 14（2002）年度に最初の実施方針を公表している（図表 2-1-2、2-1-3）。

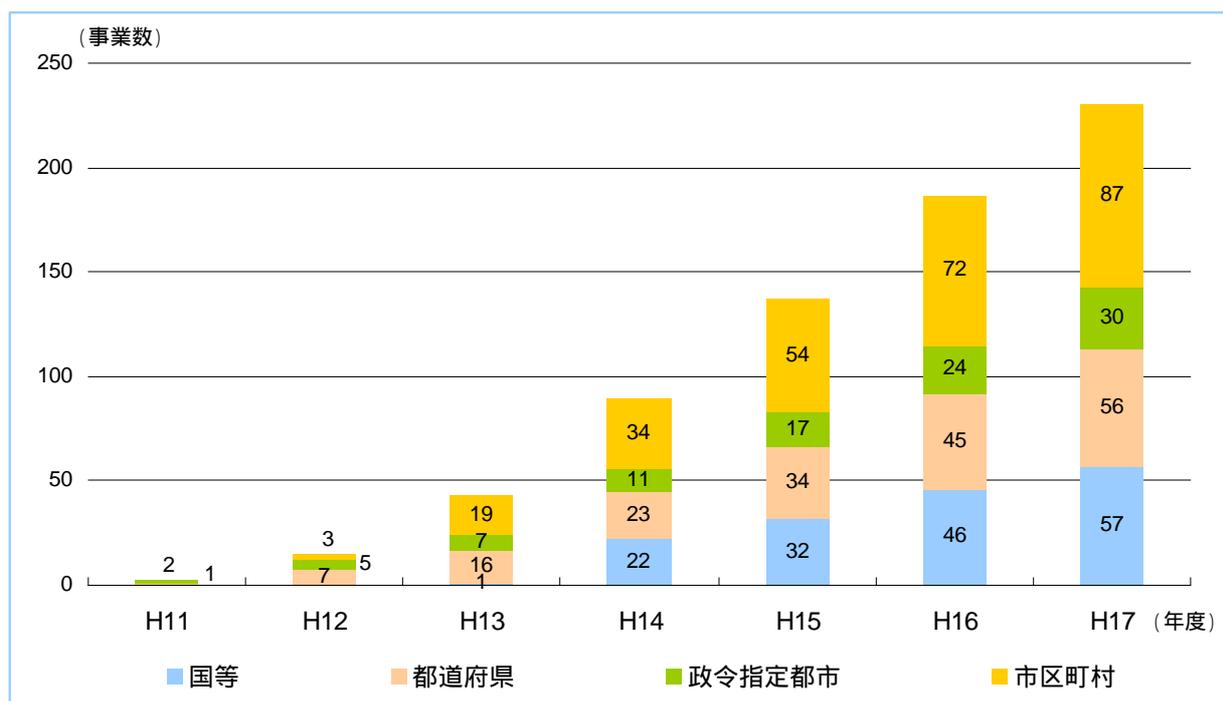
国について省庁別内訳を見ると、国土交通省が 13 件と最も多く、次いで財務省が 10 件と続いている（図表 2-1-4）。

事業実施主体（公共施設等の管理者等）ごとに導入済み、未導入の比率を見ると、国、都道府県及び政令指定都市については、それぞれ半数以上で PFI を導入済みである一方、中核市において約半数が導入済みであるものの、市区町村全体でみると 90% 以上が未導入の状態にある（図表 2-1-5、2-1-6、資料編 表 2-1-6）。

このように、PFI 事業は事業実施主体（公共施設等の管理者等）ごとに差異はあるものの、着実に浸透してきたことがわかる。

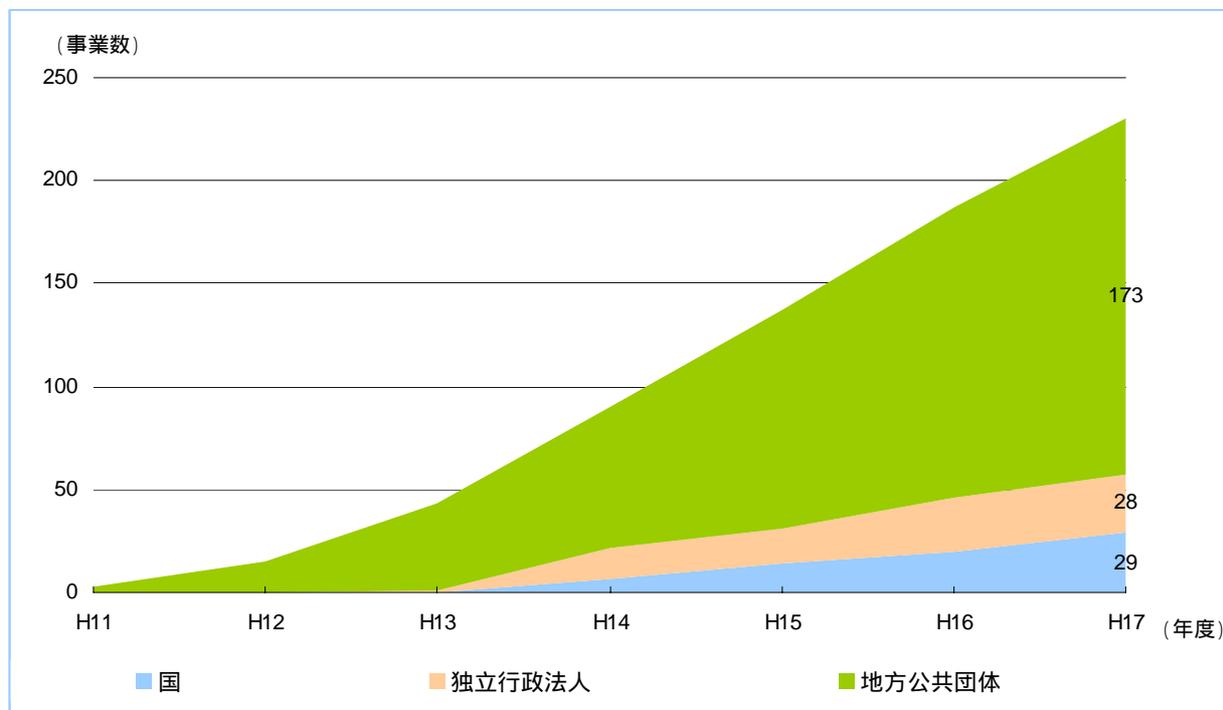
しかしながら、特に市区町村では、90% 以上が未導入であることや、複数事業を実施しているのは 7 団体にすぎず、導入事業実施主体（公共施設等の管理者等）全体に対してわずか 10% の割合であること等から、PFI についてのノウハウが一部に偏在している状況が窺われる（図表 2-1-7）。

図表 2-1-2 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別事業数の推移（累計）



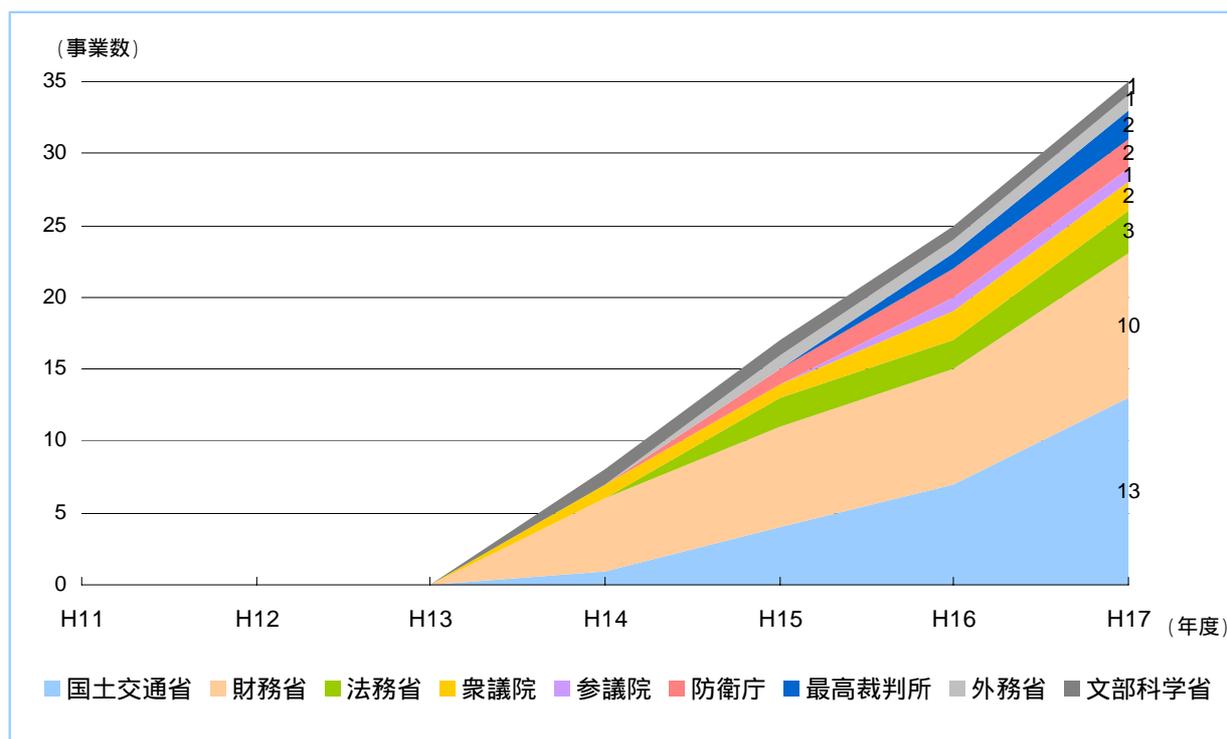
(注) 1. 事業実施主体（公共施設等の管理者等）における「国等」とは、官公庁、独立行政法人、最高裁判所等を指す  
 2. 「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」は、国と千代田区との共管事業であるが、本グラフ上の整理では、市区町村の区分に計上している。

図表 2-1-3 事業実施主体（公共施設等の管理者等）(国、独立行政法人、地方公共団体)別事業数の推移(累計)



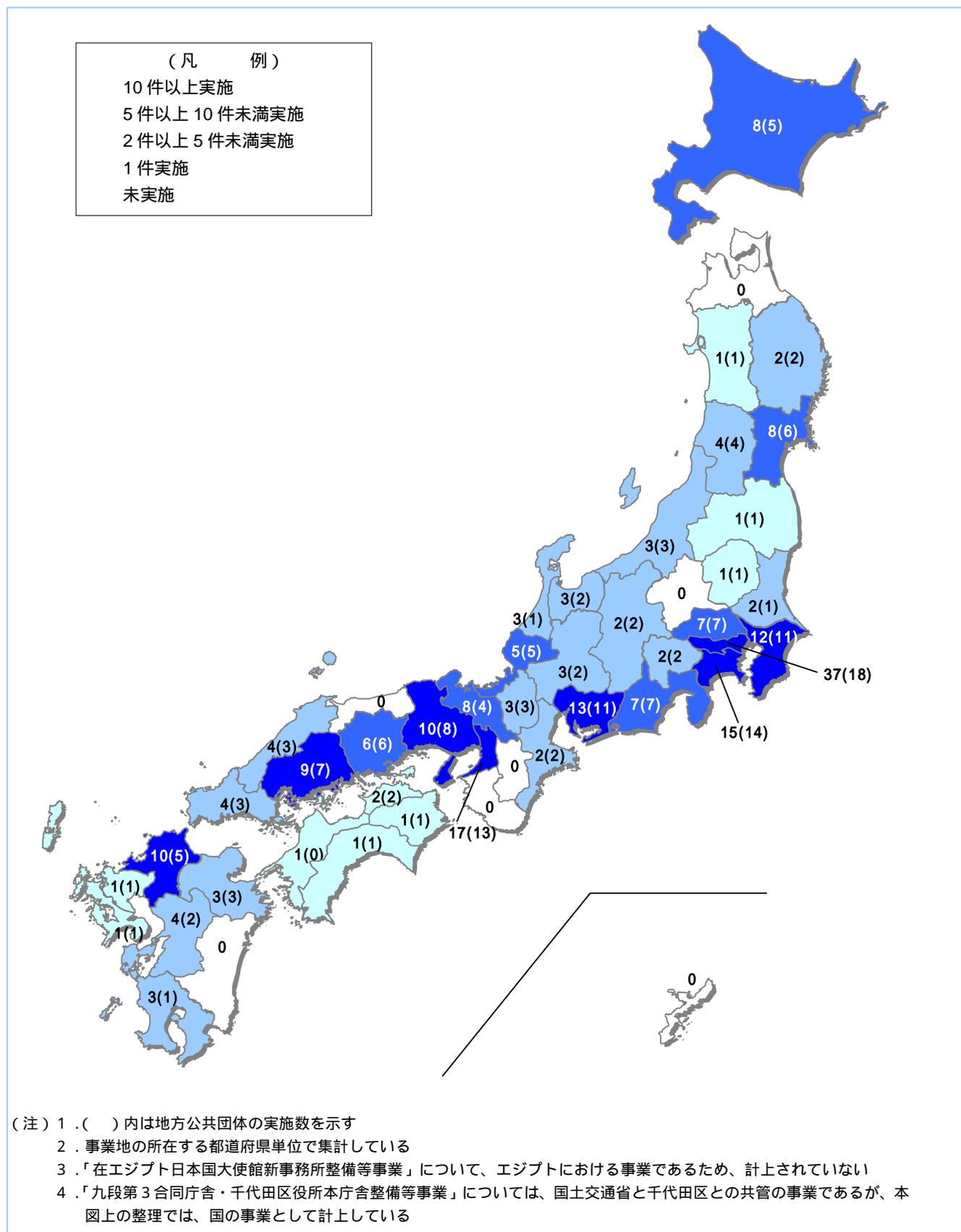
(注) 1. 「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」は、国と千代田区との共管事業であるが、本グラフ上の整理では、地方公共団体の区分に計上している  
 2. 「独立行政法人」には、各国立大学法人のほか、独立行政法人情報通信研究機構、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、独立行政法人国立病院機構四国がんセンターが含まれる

図表 | 2 - 1 - 4 国の省庁別事業数の推移（累計）

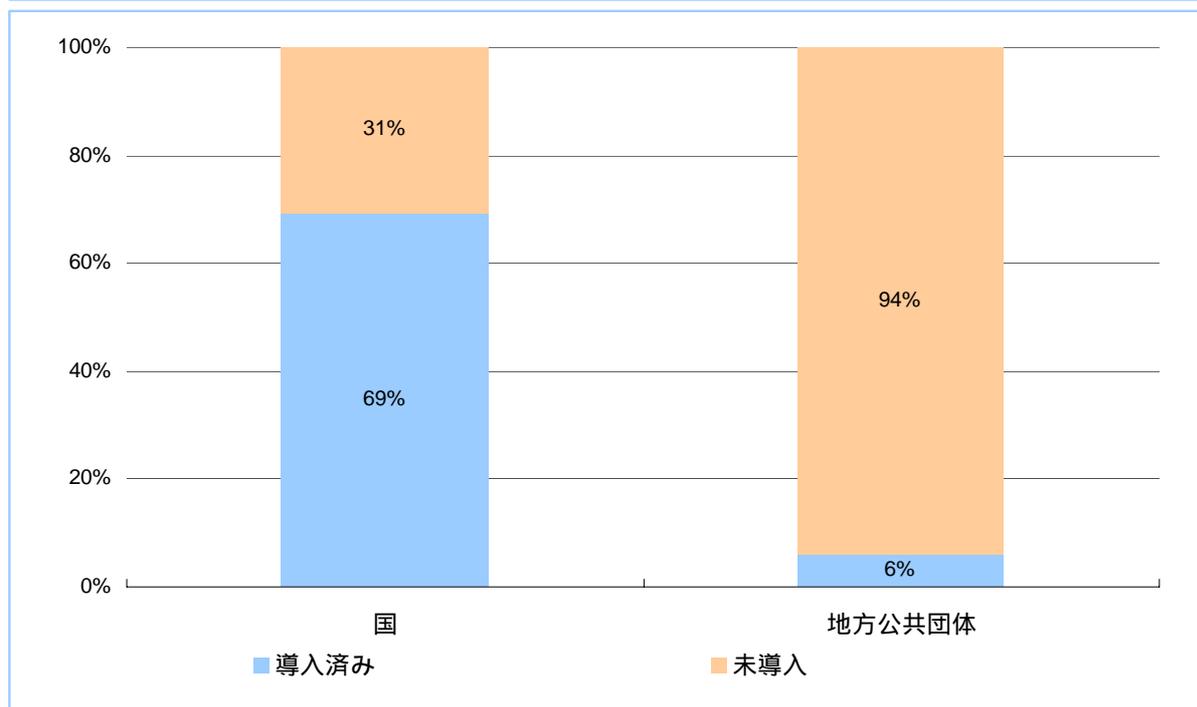
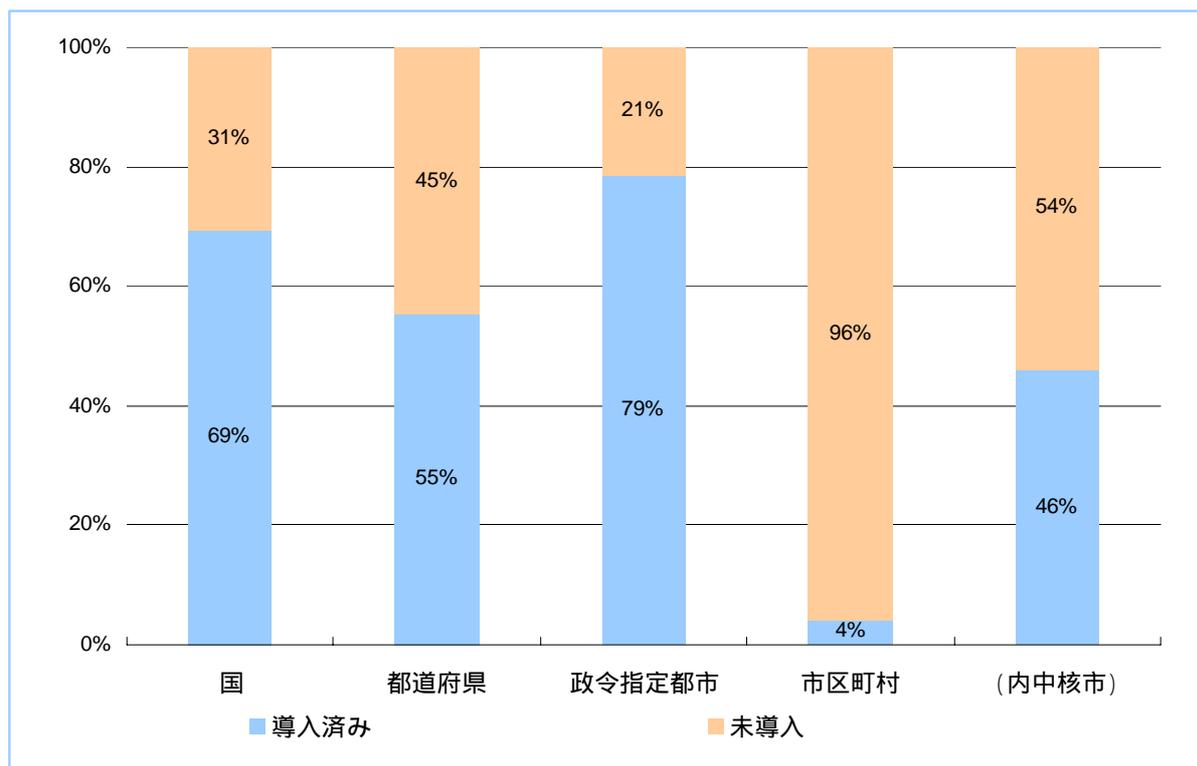


(注)「中央合同庁舎第7号館整備等事業」、「苫小牧法務総合庁舎整備等事業」、「衆議院新議員会館整備等事業」、「参議院新議員会館整備等事業」、「東京地家裁立川支部(仮称)庁舎整備等事業」は、複数の省庁の共管事業であるため、それぞれの区分に計上している

図表 2-1-5 地域別PFI実施数



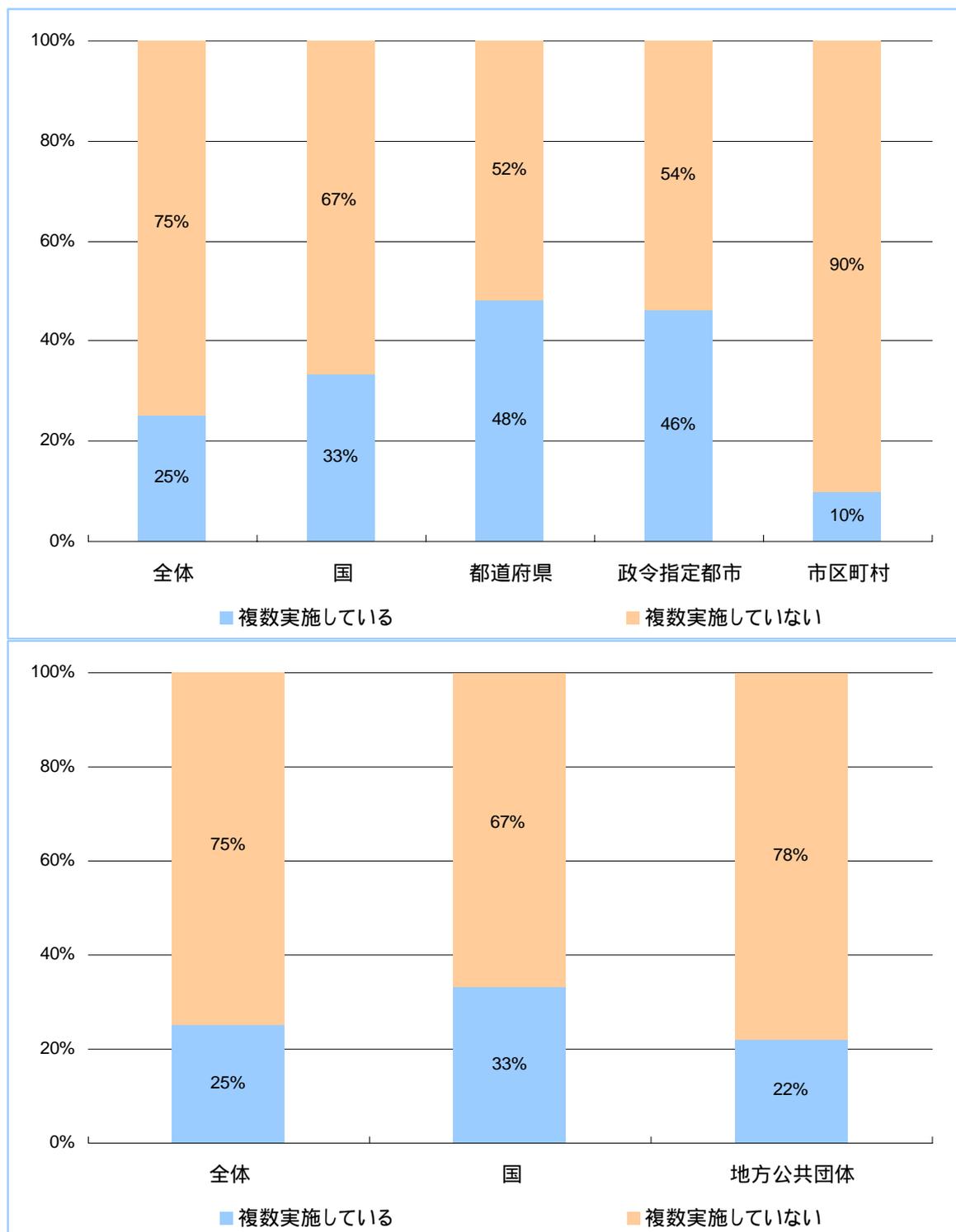
図表 2-1-6 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別導入割合



(注)

1. 「国」には、内閣府、10省（総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の他、国会及び裁判所を含む
2. 「地方公共団体」は、都道府県、政令指定都市、市区町村を指す

図表 2-1-7 複数のPFI事業を実施している事業実施主体（公共施設等の管理者等）の割合



(注)

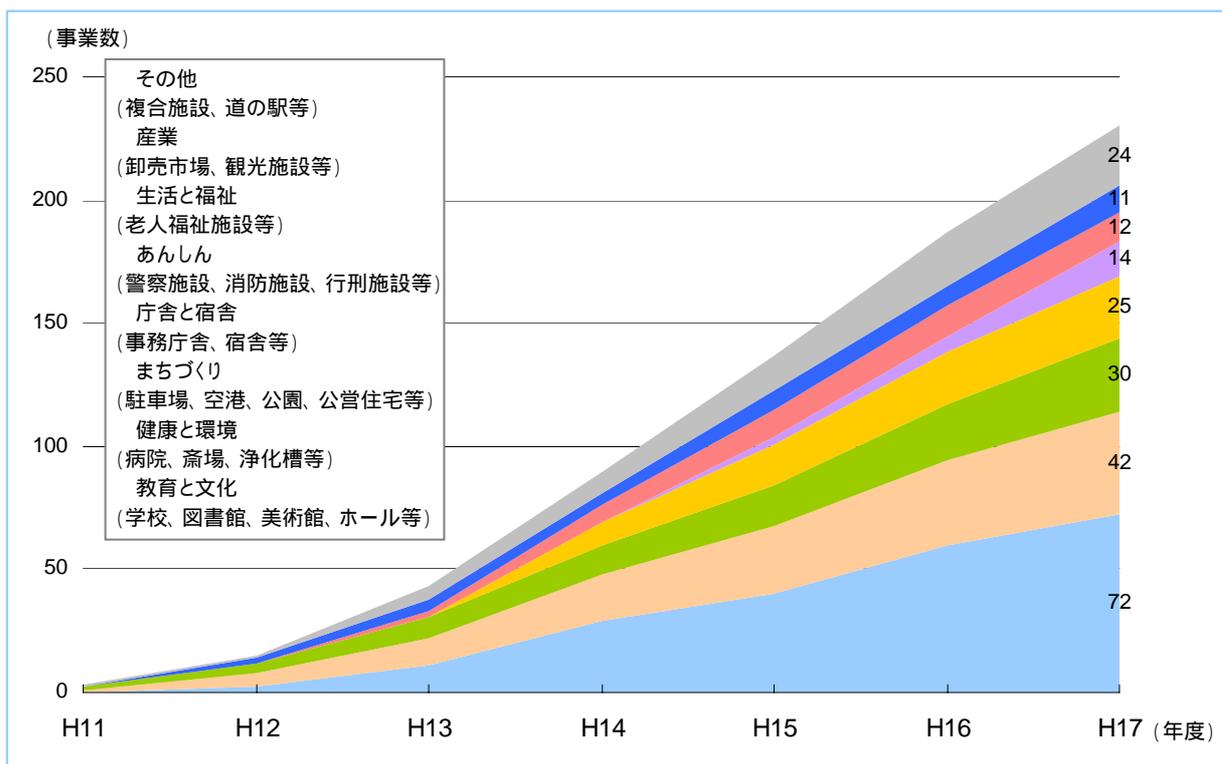
1. 国の事業である、「中央合同庁舎第7号館整備等事業」、「苫小牧法務総合庁舎整備等事業」、「衆議院新議員会館整備等事業」、「参議院新議員会館整備等事業」、「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業」は、複数の省庁の共管事業であるため、各事業実施主体（公共施設等の管理者等）の区分に計上している
2. 「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」は、国（国土交通省）と市区町村（千代田区）の共管事業であるため、各事業実施主体（公共施設等の管理者等）の区分に計上している
3. 「（仮称）水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業」、「県営坂地区住宅整備事業」、「山形県営松境・住吉団地移転建替及び酒田市琢成学区コミュニティ防災センター整備等事業」は、都道府県と市町村の共管事業であるため、各事業実施主体（公共施設等の管理者等）の区分に計上している
4. 上記より、事業数は230事業であるが、複数のPFI事業を実施している事業実施主体（公共施設等の管理者等）の数を計上する目的から、合計事業数が239事業となっている

### (3) 事業分野別の事業数

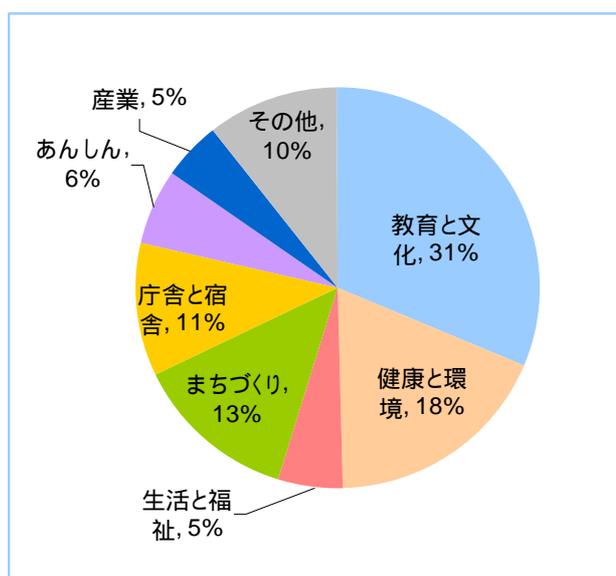
事業分野は年々拡大しており、大使館、病院、空港や、さらには従来民間が建設・運営をすることが想定されていなかった刑務所にまで及んでいる。

事業分野の割合について全体としてみると、内閣府が公表している8分類の類型別では、「教育と文化(学校、図書館、美術館、ホール等)」が最も多く31%を占めており、次いで「健康と環境(病院、斎場、浄化槽等)」が18%となっている(図表2-1-8、2-1-9)。

図表 | 2-1-8 事業分野別事業数の推移(累計)



図表 | 2-1-9 事業分野別事業数の割合(平成17年度末時点)



#### (4) 事業類型別の事業数

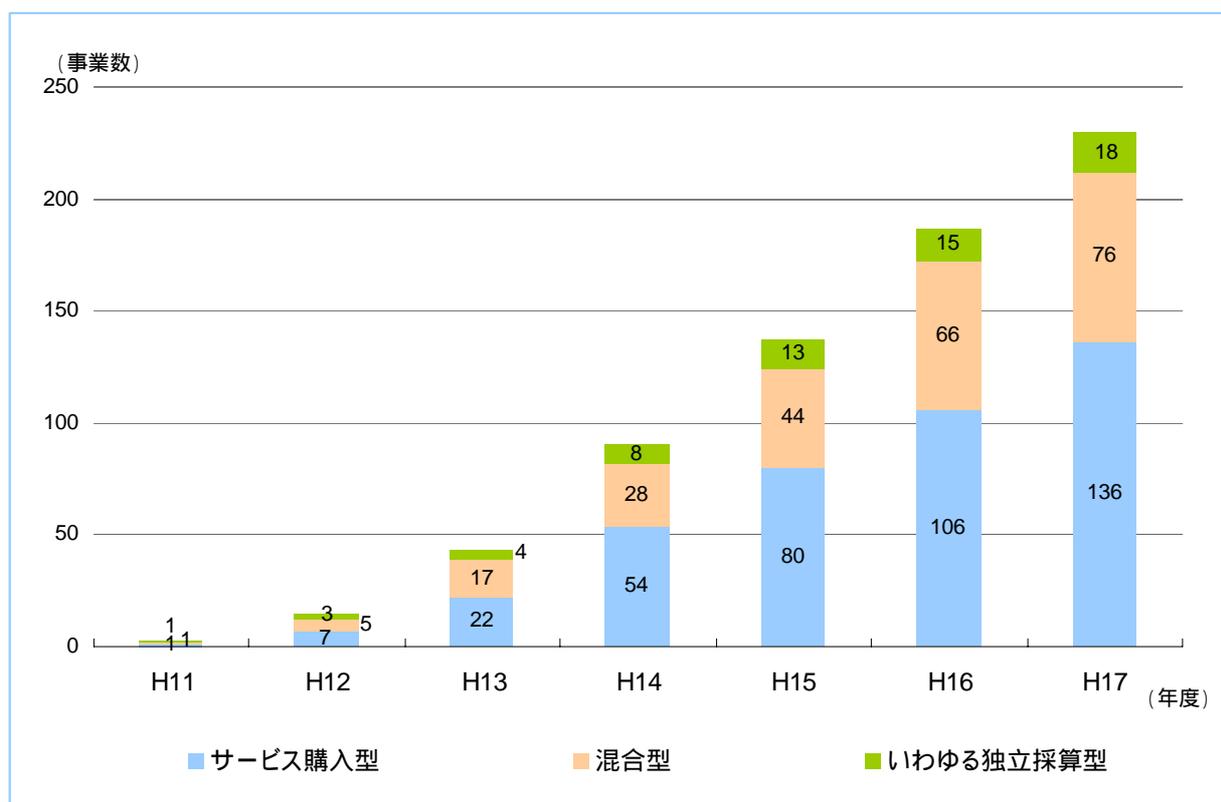
PFI 事業における事業類型は、既述のとおり(1-3-1(3)事業類型,11 ページ参照)、事業実施主体(公共施設等の管理者等)から選定事業者への対価の支払い方法によって、大きく「サービス購入型」、「いわゆる独立採算型」、「混合型」の3つの類型に分類される。

なお、ここでは、一つの実施方針に基づき実施されている特定事業として、例えば複数棟の施設の整備が含まれている等から、サービス購入型でコストが回収される施設といわゆる独立採算型でコストが回収される施設が含まれている場合があるが、特定事業全体としては、選定事業者側のコストはサービス購入料と利用料金収入等により回収されることとなるため、このような事業も「混合型」に含めることとする。

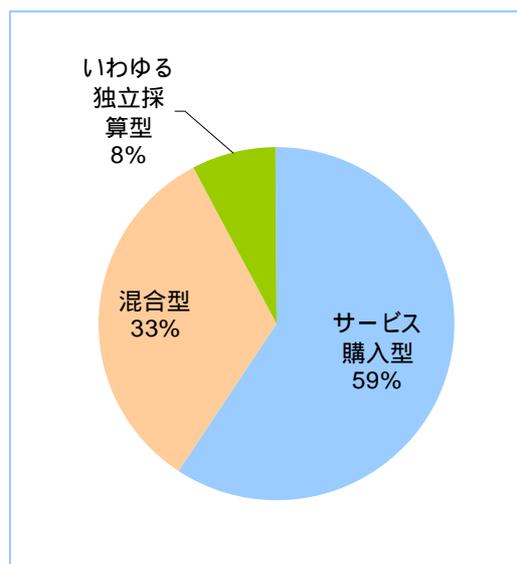
事業類型別事業数をみると、「サービス購入型」が136件と最も多く、全体の59%を占めており、次いで「混合型」が76件で33%である。「いわゆる独立採算型」は、18件で8%にすぎない。

特に、「サービス購入型」の年度ごとの増加数は多く、平成13(2001)年度以降、1年あたり25~30事業程度増加している(図表2-1-10、2-1-11)。

図表 | 2-1-10 事業類型別事業数の推移(累計)



図表 2 - 1 - 11 事業類型別事業数の割合（平成 17 年度末時点）



### （5）施設の所有形態別の事業数

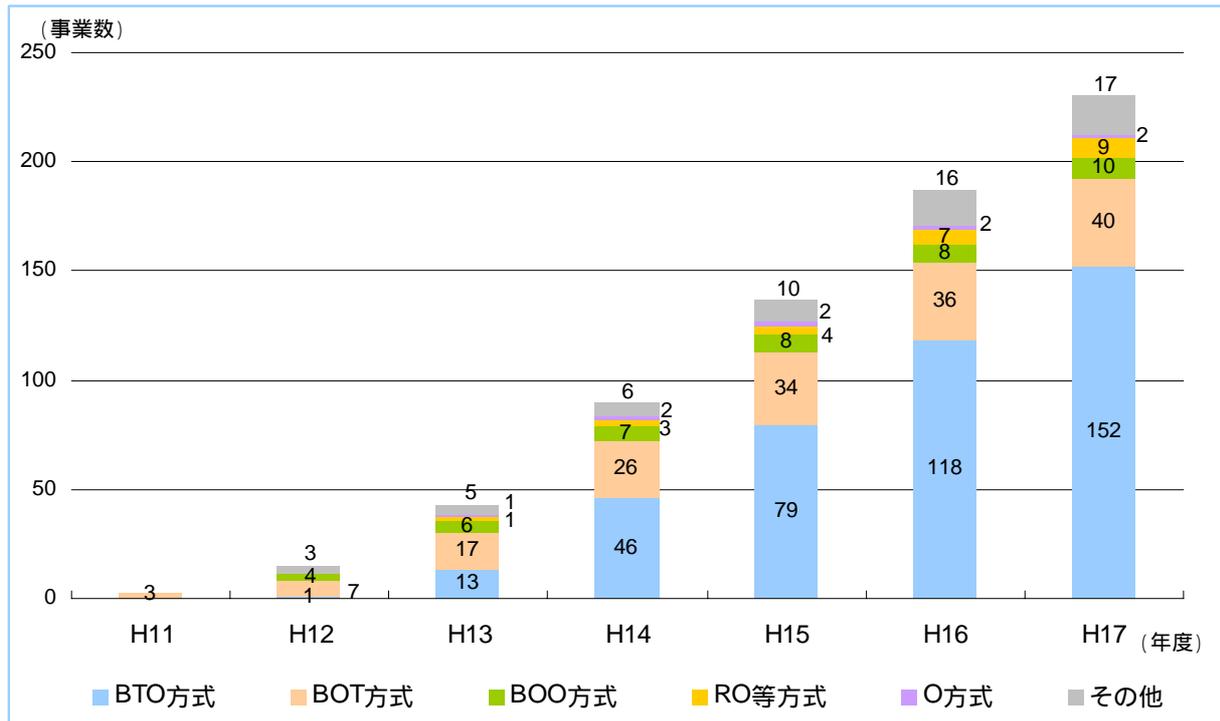
PFI においては、既述のとおり(1 - 3 - 1(2)所有形態別の類型,10 ページ参照)、施設の所有権が事業期間中に事業実施主体(公共施設等の管理者等)に帰属するか、選定事業者に帰属するか等により、BTO 方式、BOT 方式、BOO 方式、RO 等方式、O 方式等に分類される。

施設の所有形態別の事業数をみると、平成 13(2001)年度末時点までは、BOT 方式を採用する事業が BTO 方式より多かったものの、以降は BTO 方式が急激に増加したことにより、BOT 方式を上回る結果となっている。平成 17(2005)年度末時点では、BTO 方式が 152 事業(全体の 66%)と最も多く全体の過半を占め、BOT 方式(40 事業)の 3 倍以上の事業数となっている(図表 2 - 1 - 12、2 - 1 - 13)。

事業実施主体(公共施設等の管理者等)別施設の所有形態の割合を比較すると、国等においては 87%の事業において BTO 方式が採用されており、地方公共団体 76%よりもその割合が高い(図表 2 - 1 - 14)。

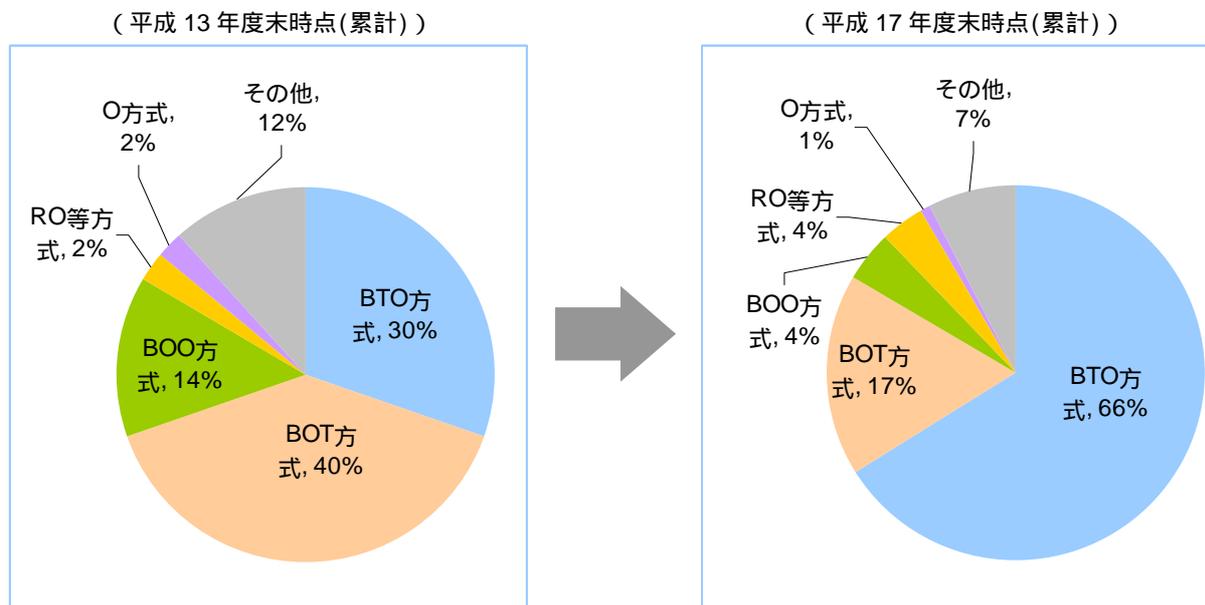
さらに、事業分野別に施設の所有形態を見ると、「庁舎と宿舍」や「あんしん」の分野で BTO 方式を採用する事業の割合が高くなっている(図表 2 - 1 - 15)。

図表 | 2 - 1 - 12 施設の所有形態別事業数の推移（累計）

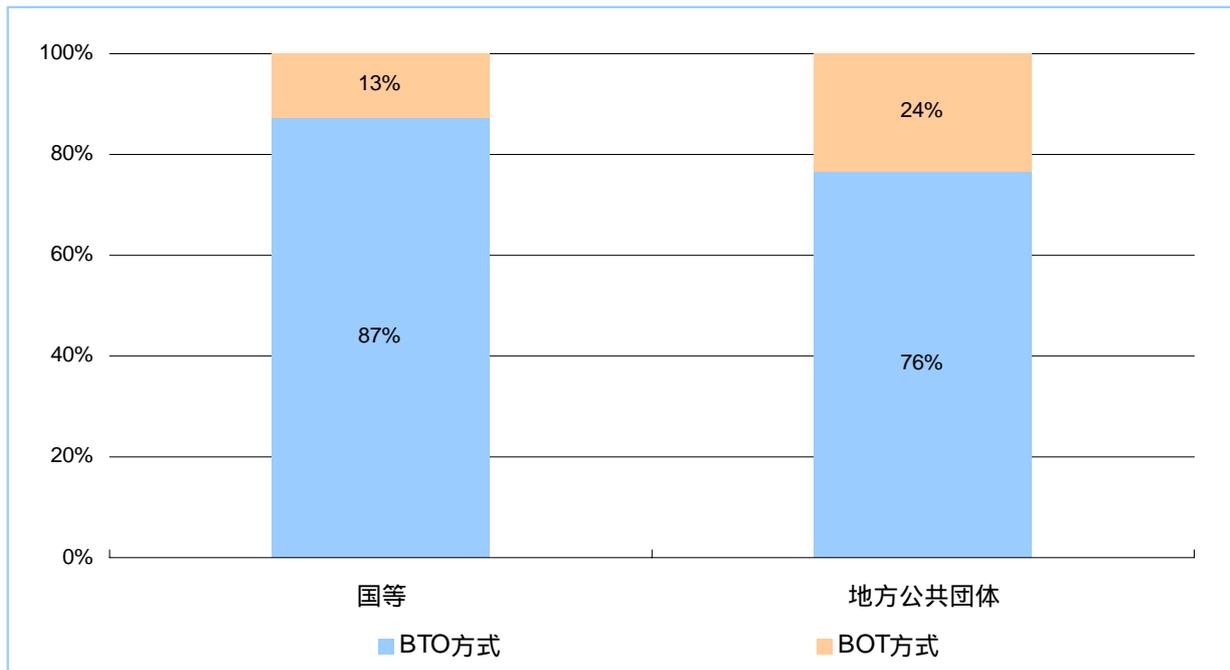


(注) 一つの事業に複数の施設の所有形態を含むものは「その他」に分類

図表 | 2 - 1 - 13 施設の所有形態別事業数の割合の比較

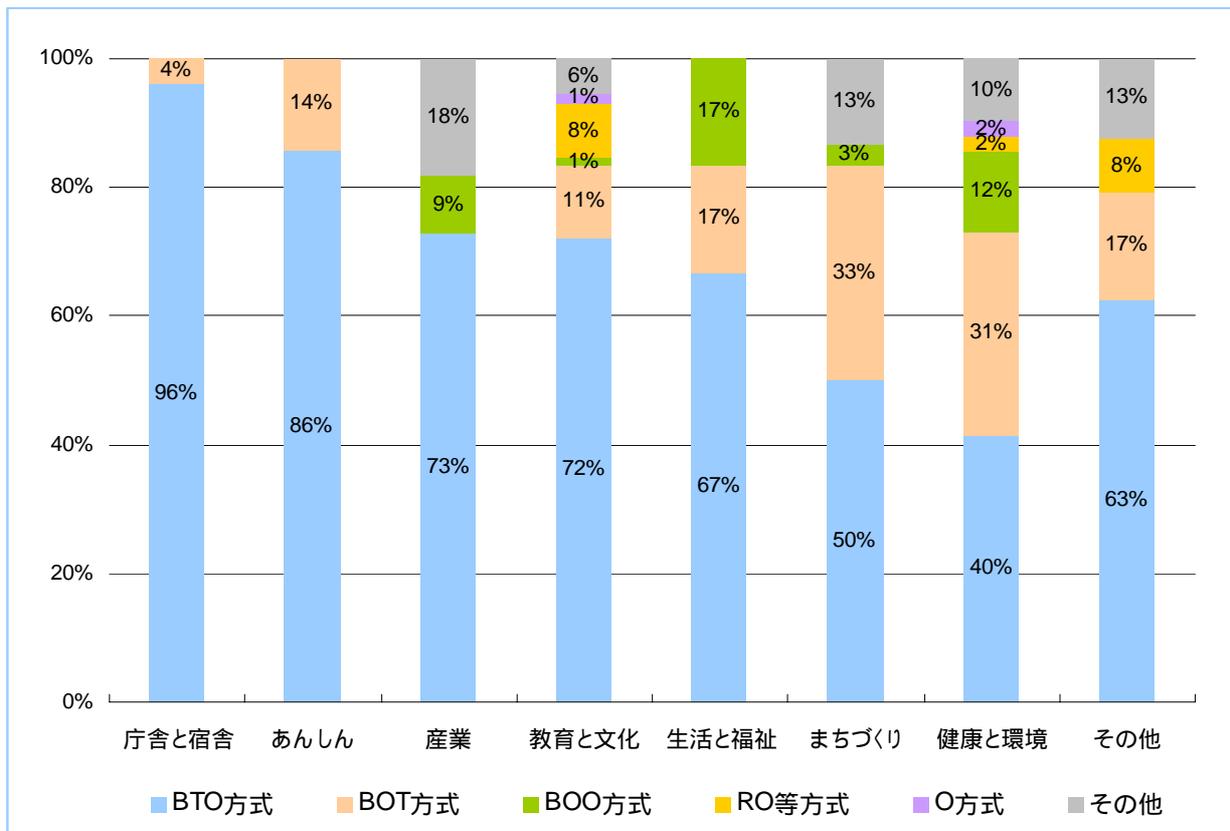


図表 | 2 - 1 - 14 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別施設の所有形態の割合



(注) 1. 一つの事業に複数の施設の所有形態を含むものは対象外  
 2. 「地方公共団体」は、都道府県、政令指定都市、市区町村を指す

図表 | 2 - 1 - 15 事業分野別施設の所有形態の割合



(注) 庁舎と宿舍（事務庁舎、宿舍等） あんしん（警察施設、消防施設、行刑施設等） 産業（卸売市場、観光施設等）  
 教育と文化（学校、図書館、美術館、ホール等） 生活と福祉（老人福祉施設等） まちづくり（駐車場、空港、公園、  
 公営住宅等） 健康と環境（病院、斎場、浄化槽等） その他（複合施設、道の駅等）

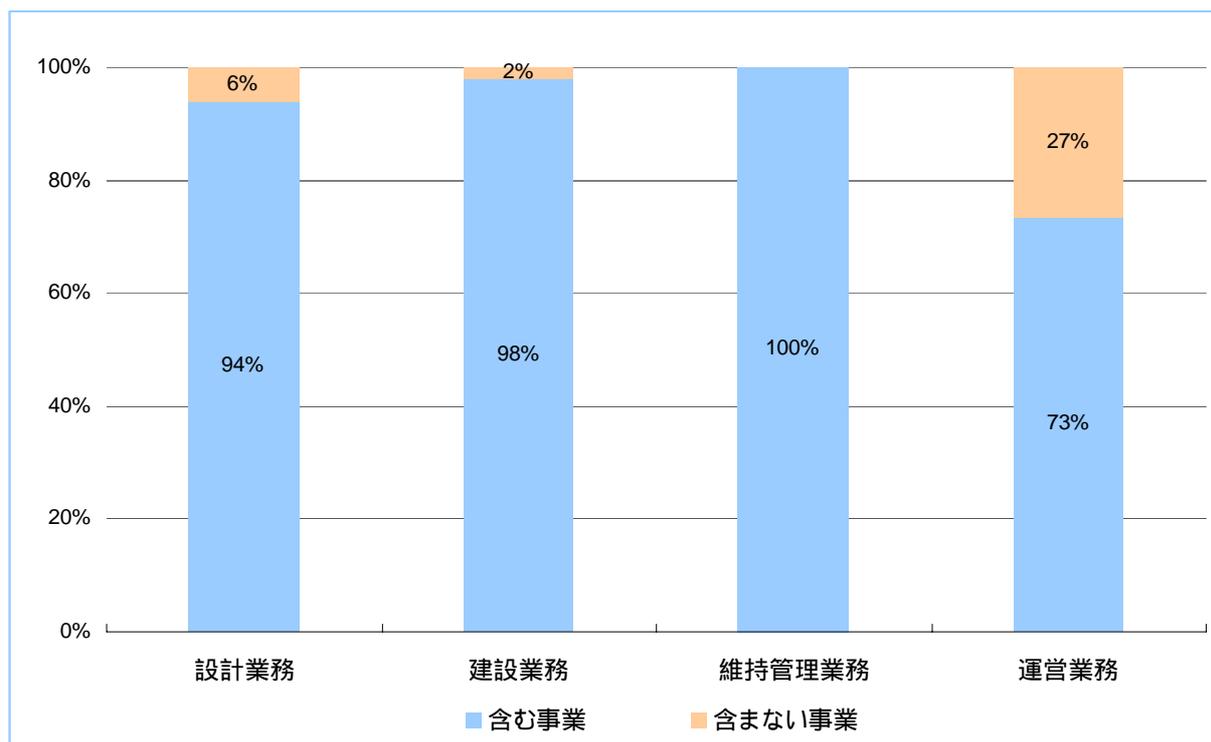
### (6) 事業範囲別の事業数

PFIでは、公共施設の「設計業務」、「建設業務」、「維持管理業務」、「運営業務」等を包括的に民間事業者にゆだねることによって、民間事業者の有するノウハウを最大限に引き出すことが期待される（「維持管理業務」とは、施設の保守点検、警備、修繕、清掃、植栽管理業務等施設の保全に係る業務、「運営業務」とは、施設の運営に係る設計・建設・維持管理業務以外の業務を指す）。

しかし、現状では必ずしもすべての業務が選定事業者の業務範囲となっているわけではなく、業務範囲はそれぞれの事業の特性に応じて決定されている。例えば、公共部門で事前に設計業務を行うため、選定事業者はVE提案<sup>4</sup>のみを行う事業や、公共部門の既存施設を活用した施設の建設を伴わないPFI事業等も存在する。

なお、維持管理業務については、230事業すべてが選定事業者の業務範囲としているが、運営業務については、選定事業者の業務範囲に含めている事業は169事業と全体の73%に留まっている（図表2-1-16）。

図表 2-1-16 各業務を含む・含まない事業数の割合



<sup>4</sup> バリュー・エンジニアリング提案（VE（Value Engineering）提案）

発注者が提示する設計図書に対して、施設、設備の価値向上を目的に、デザイン、品質及び管理・保守を低下させることなく、最小のコストで必要な機能を達成するために建設物、工法、手続、時間等の改善等について、事業者が行う技術提案。

## ア 施設等の設計業務又は建設業務を含まない事業

一部の事業では、設計業務は行わずにVE提案を行うものや、維持管理及び運営業務のみを選定事業者の業務範囲としているものがみられる。

## イ 運営業務を含む事業

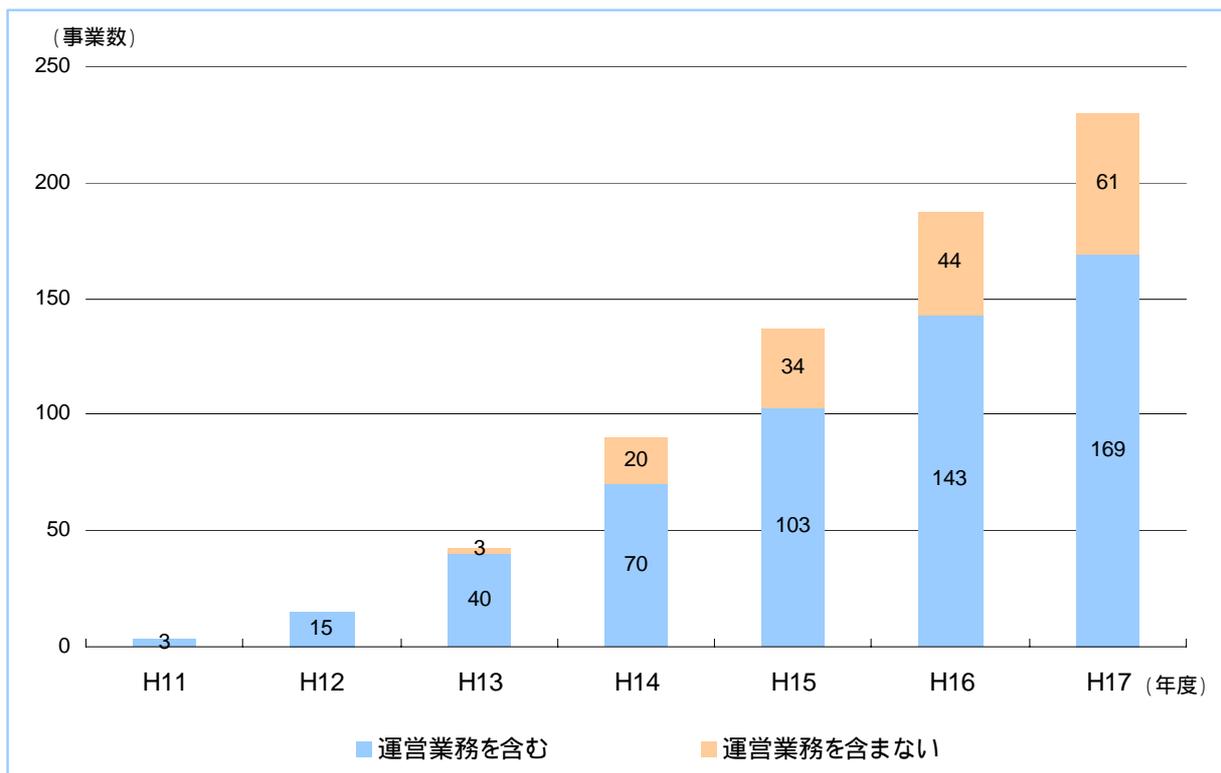
運営業務を選定事業者の業務範囲に含めている事業は169事業(全体の73%)であり、設計業務等他の業務に比べ、相対的にみれば少ない(図表2-1-16、2-1-17)。

運営業務を含む割合の多い分野は、「健康と環境」、「生活と福祉」、「産業」分野で、すべての事業において含まれている。一方、運営業務を含む割合の少ない分野は、「教育と文化」(64%)、「あんしん」(50%)及び「庁舎と宿舎」(32%)である(図表2-1-18)。

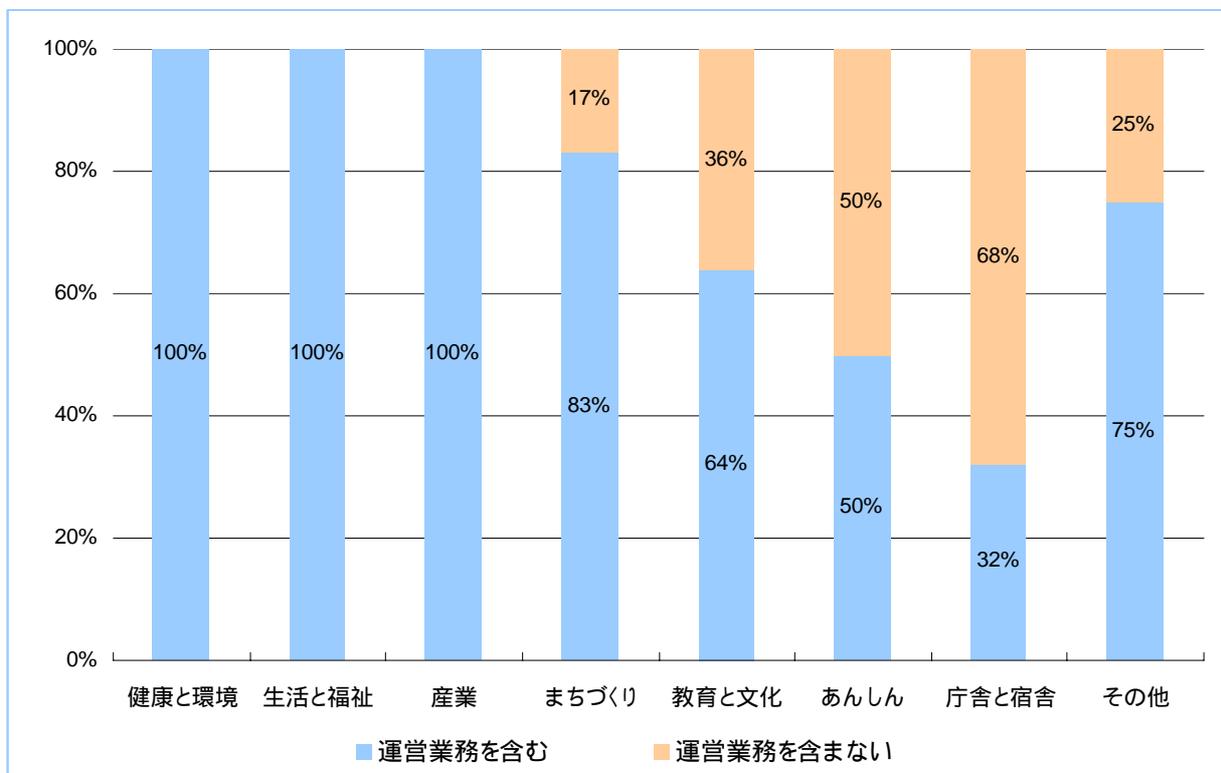
選定事業者の業務範囲に運営業務を含んでいない事業の背景としては、「教育と文化」や「あんしん」分野に含まれる教育施設や警察施設のように、運営業務を公共部門が実施することとなっている事業や、「庁舎と宿舎」分野に含まれる宿舎のように、そもそも運営業務に相当する業務がほとんどない事業があることが考えられる。

また、施設の所有形態別に運営業務の有無を見ると、BOT方式では、すべての事業において運営業務が含まれている一方、BTO方式では、運営業務を含む割合は64%である(図表2-1-20)。これは、選定事業者が運営業務を行う事業では、選定事業者が施設を所有するBOT方式やBOO方式の方が、運営業務に伴う施設変更を選定事業者の意向により柔軟に対応することが可能であるため、これらの方式が採用されやすいこと等が背景にあると考えられる。

図表 | 2 - 1 - 17 運営業務を含む・含まない事業数の推移（累計）

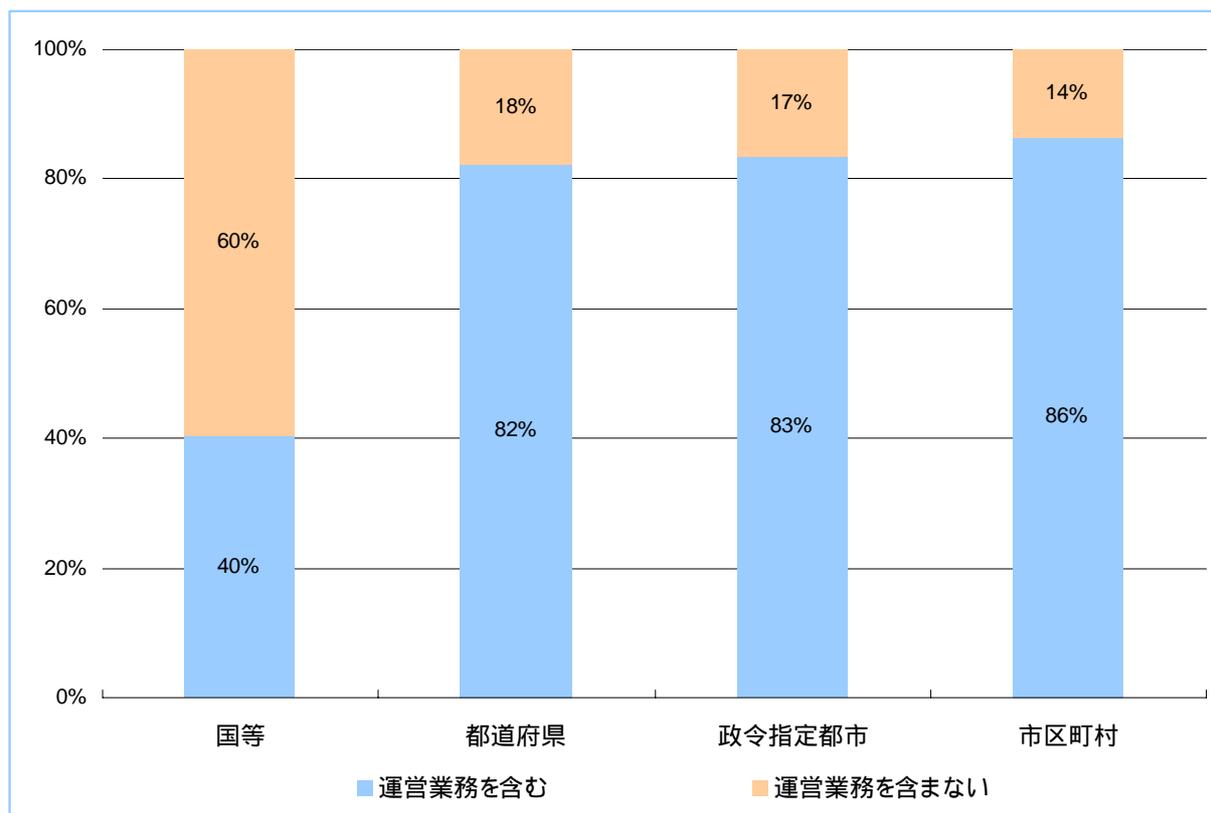


図表 | 2 - 1 - 18 事業分野別運営業務の有無の割合

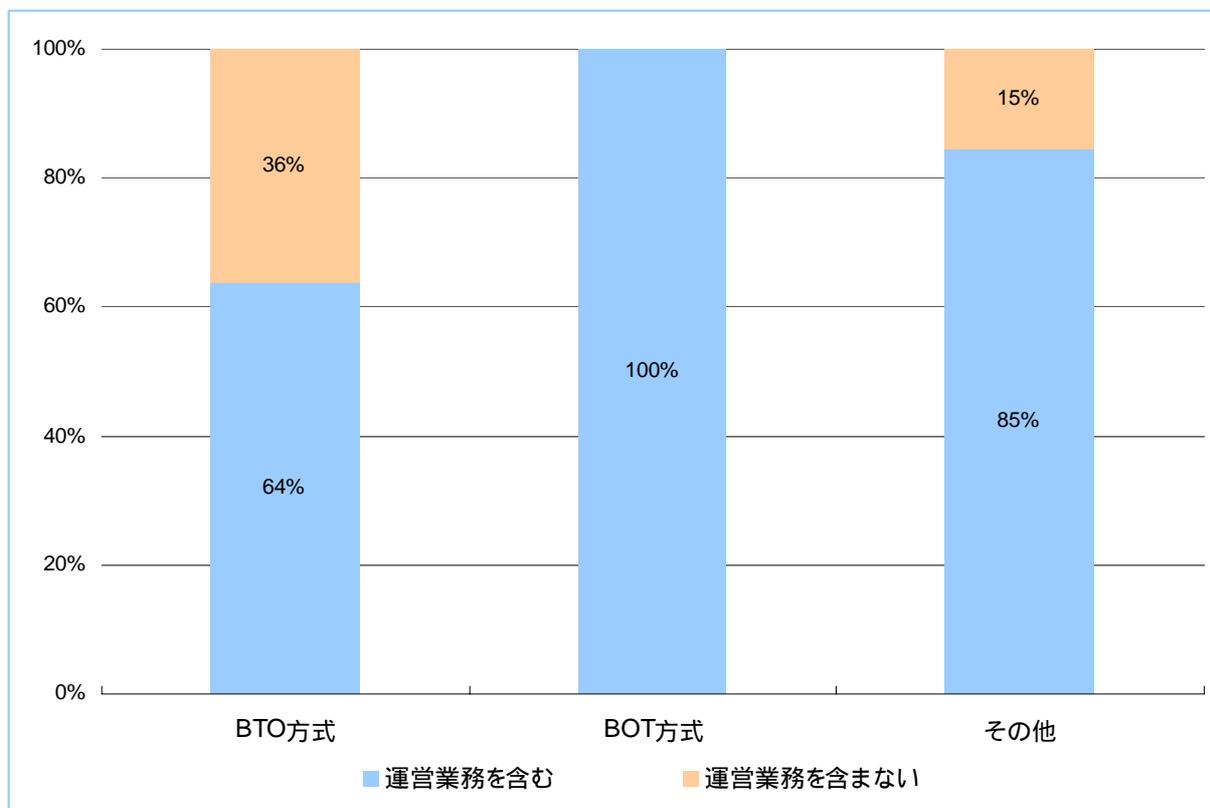


(注) 生活と福祉（老人福祉施設等）健康と環境（病院、斎場、浄化槽等）産業（卸売市場、観光施設等）まちづくり（駐車場、空港、公園、公営住宅等）教育と文化（学校、図書館、美術館、ホール等）あんしん（警察施設、消防施設、行刑施設等）庁舎と宿舎（事務庁舎、宿舎等）その他（複合施設、道の駅等）

図表 | 2 - 1 - 19 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別運営業務の有無の割合



図表 | 2 - 1 - 20 施設の所有形態別運営業務の有無の割合



## 2-1-2 アンケート調査で回答のあった195事業を対象とした分析

本項においては、平成18(2006)年1月までにPFI事業の実施方針を公表した228事業の実施主体に対して行ったアンケートの結果に基づき分析する。なお、本項に示されている数値は、特に断りのない限り平成18(2006)年1月31日時点のものである。

### (1) 大規模修繕業務の取り扱い

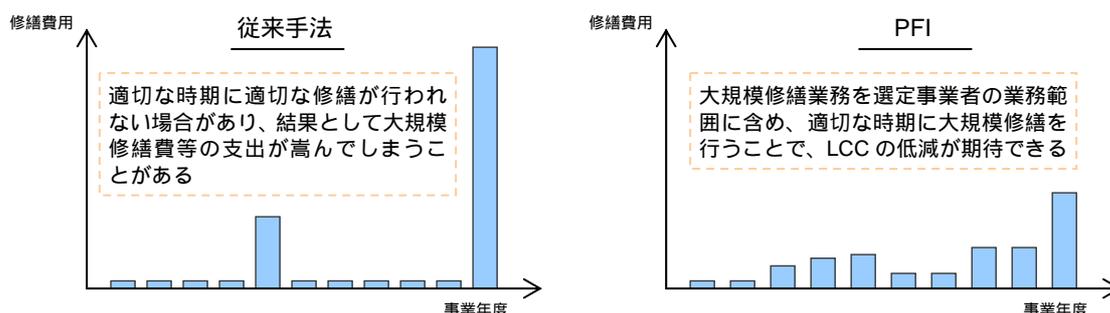
PFI事業において、大規模修繕業務を選定事業者の業務範囲とすることにより、事業実施主体(公共施設等の管理者等)は以下のメリットを享受できると考えられる。

#### 大規模修繕業務を選定事業者の業務範囲とすることのメリット

##### ライフサイクルコストの低減

従来の発注形態では、予算の制約等により大規模修繕が必ずしも適切な時期に行われない場合があった。その場合、施設の劣化が進んだり、施設の建替えを行う時期が早まったりすることで、結果として公共支出が嵩むこととなる。

一方、PFI事業では、大規模修繕業務を選定事業者の業務範囲に含めることにより、長期間にわたる事業期間中の大規模修繕業務の予算を確保し、適切な時期に大規模修繕を行うことが可能になる。これによって、事業のライフサイクルコストの低減が期待できる。



##### 責任の明確化

通常、経常修繕業務は選定事業者の業務範囲に含まれる。大規模修繕業務を選定事業者の業務範囲外とし別の民間事業者が発注する場合、施設に問題が生じた際に、その原因が経常修繕業務を行った選定事業者に起因したものなのか、または大規模修繕業務を行った民間事業者に起因したものなのかが不明確になる可能性がある。しかし、大規模修繕業務を業務範囲に含めることによって、施設の修繕業務はすべて選定事業者任せられることとなり、責任分担も明確になる。

##### モラルハザードの防止

大規模修繕業務が選定事業者の業務範囲に含まれない場合、選定事業者が大規模修繕費を抑えようというインセンティブが働かず、施設寿命が短い施設が提案される、経常修繕業務が最低必要な水準でのみ行われる等の可能性がある。その結果として、施設の建替え時期が早まったり、大規模修繕費用が高んだりする等の可能性もあり得る。

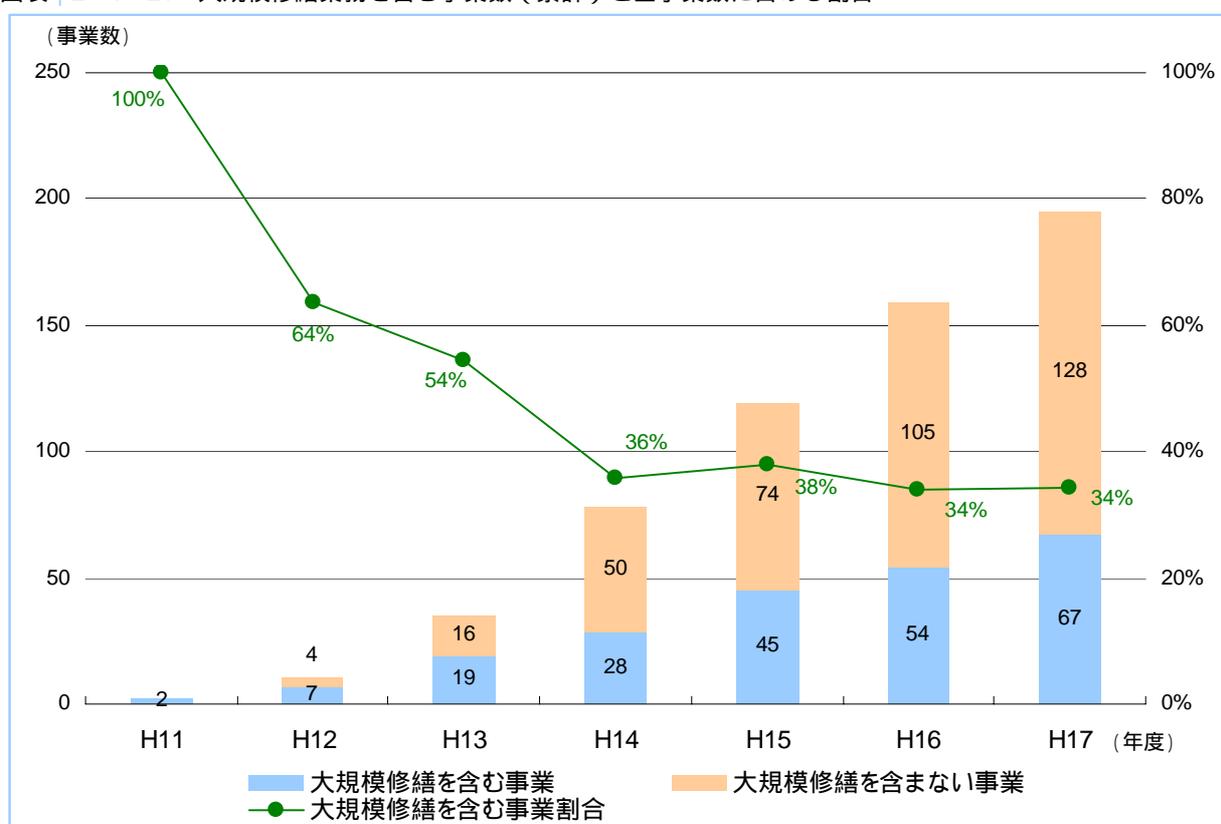
したがって、大規模修繕業務を選定事業者の業務範囲とすることにより、このようなモラルハザードを防止することが可能となる。

しかし、現状では大規模修繕業務が選定事業者の業務範囲とされていない事業も多く、特にBTO方式の場合に顕著である(図表2-1-22)。

### 大規模修繕業務を含む事業の割合と推移

大規模修繕業務を含む事業は、毎年10事業前後増加しているところであるが、全事業数に占める割合は年々低下しており、平成11(1999)年度には100%だったものが、平成12(2000)～13(2001)年度には60%前後に、平成14(2002)年度以降は30%台で推移している(図表2-1-21)。

図表 | 2-1-21 大規模修繕業務を含む事業数(累計)と全事業数に占める割合

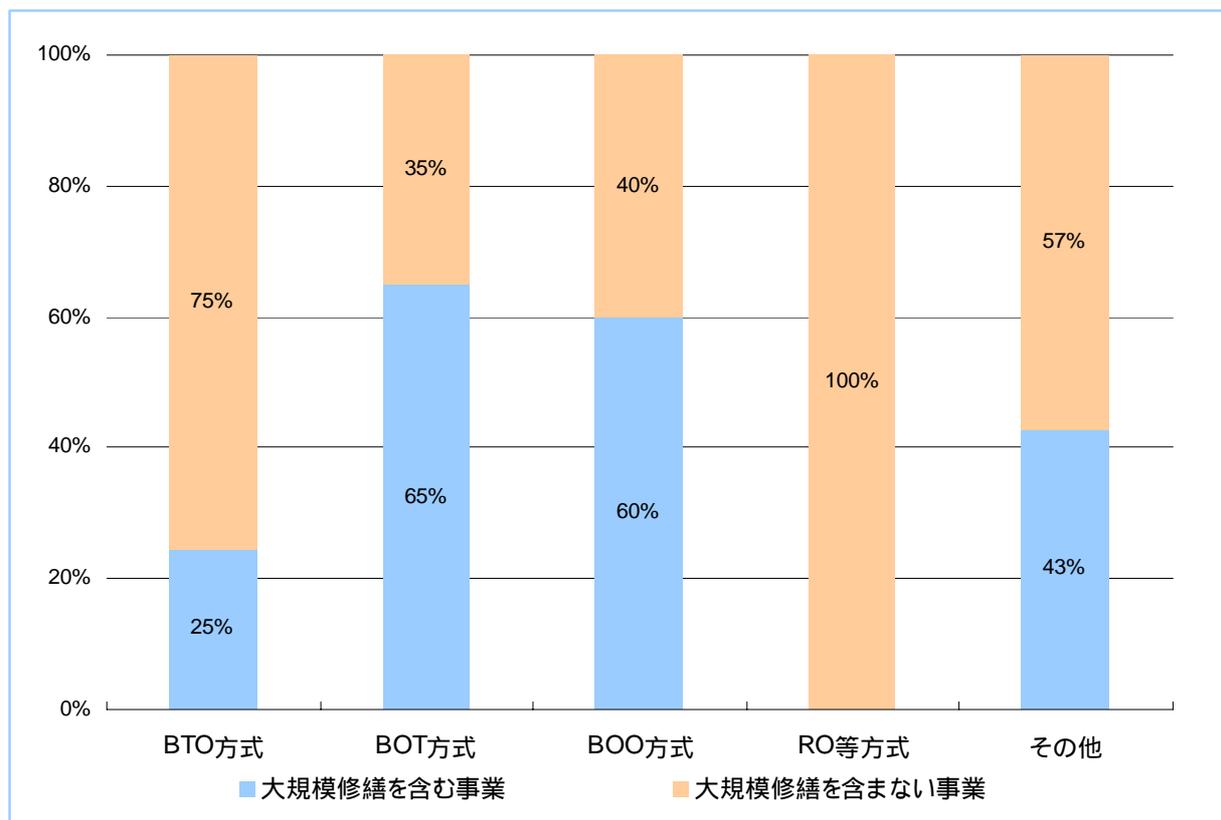


### 施設の所有形態別大規模修繕業務を含む事業の割合

施設の所有形態別に大規模修繕業務を含む割合を比較した結果、BTO方式(公共所有型)では、大規模修繕を含む事業の割合は25%と低い水準にある一方、BOT方式・BOO方式(民間所有型)では、大規模修繕を含む事業割合は、前者では65%、後者では60%となっている。

また、RO方式では大規模修繕を含む事業数がなく、その他の方式では、大規模修繕を含む事業の割合が43%となっている(図表2-1-22)。

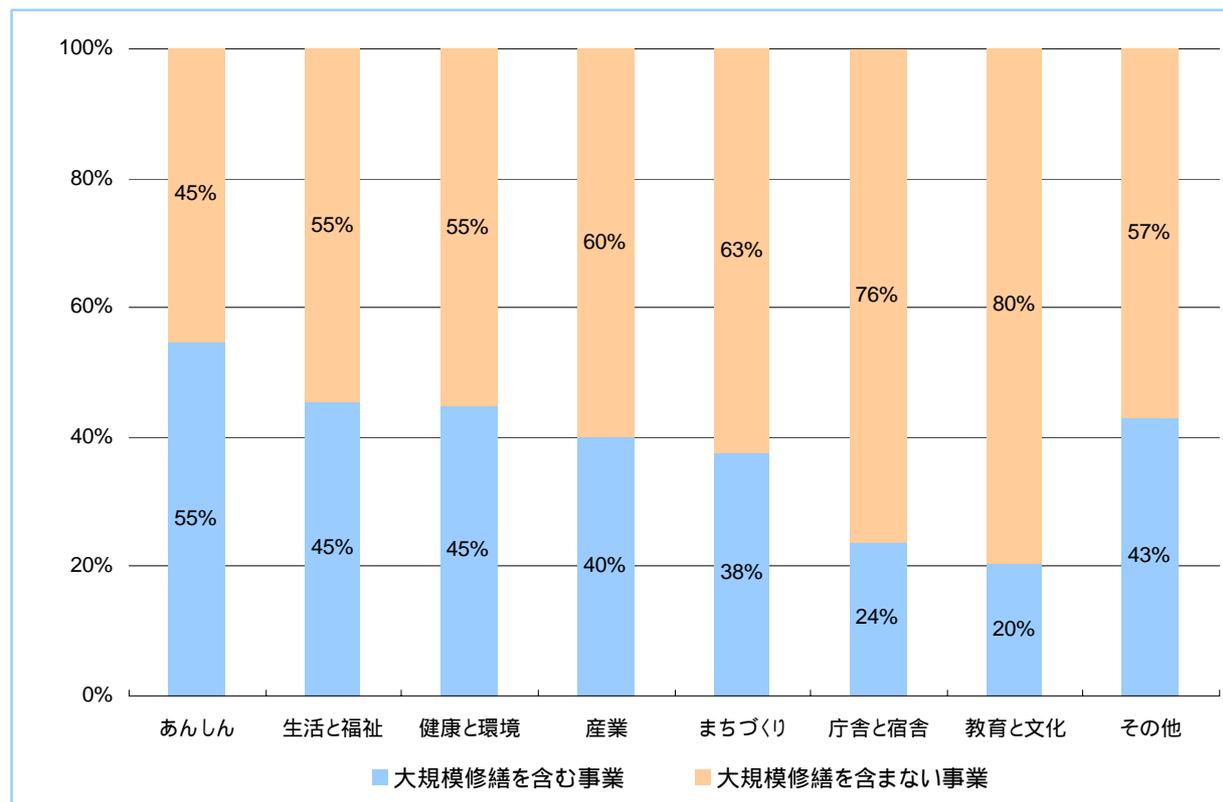
図表 | 2 - 1 - 22 施設の所有形態別大規模修繕業務の有無の割合



#### 事業分野別大規模修繕業務を含む事業の割合

大規模修繕業務を含む割合の多い分野は、「あんしん」、「生活と福祉」及び「健康と環境」分野であり、約半数の事業で含まれている。一方、大規模修繕業務を含む割合の少ない分野は、「庁舎と宿舎」、「教育と文化」分野であり、業務範囲に含まれる割合は 20% 台となっている(図表 2 - 1 - 23)。

図表 2-1-23 事業分野別大規模修繕業務の有無の割合

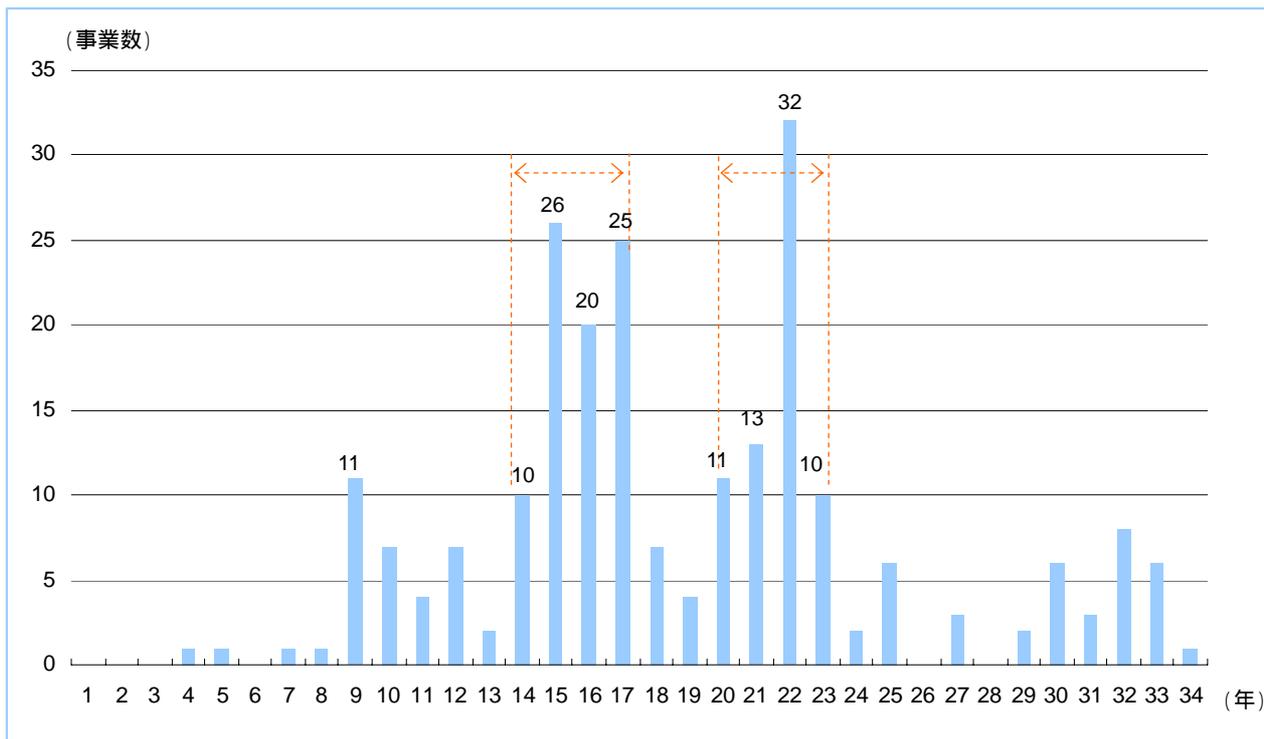


(注) あんしん(警察施設、消防施設、行刑施設等)、生活と福祉(老人福祉施設等)、健康と環境(病院、斎場、浄化槽等)、産業(卸売市場、観光施設等)、まちづくり(駐車場、空港、公園、公営住宅等)、庁舎と宿舎(事務庁舎、宿舎等)、教育と文化(学校、図書館、美術館、ホール等)、その他(複合施設、道の駅等)

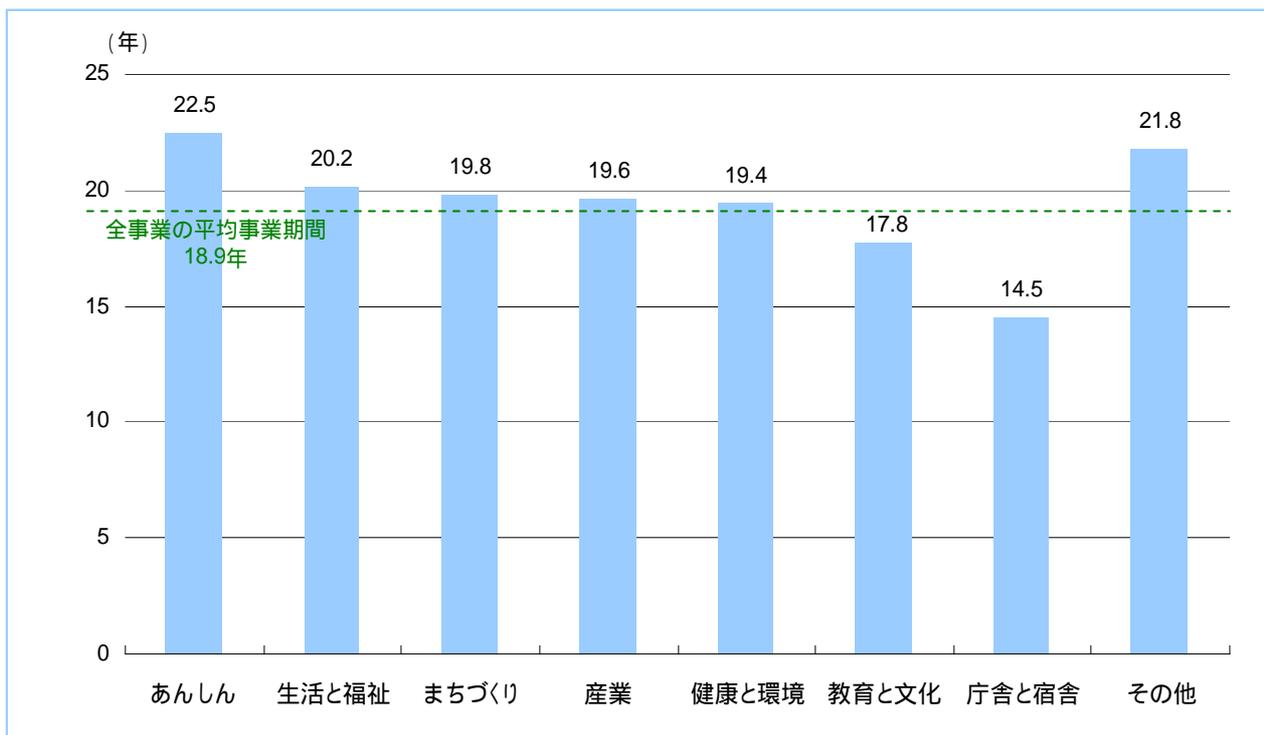
## (2) 事業期間別の実施方針公表数

事業期間(設計・建設期間及び維持管理・運営期間を合わせた期間)別の事業数をみると、「22年」とする事業が最も多く32事業(全体の14%)となっており、次いで「15年」が多く26事業(11%)となっている。全体的には15年前後、20年前後とする事業が多い(図表2-1-24)。事業分野別にみると、「あんしん」分野が22.5年と最も長く(14事業の平均)、「庁舎と宿舎」分野が14.5年と最も短い(25事業の平均)(図表2-1-25)。

図表 | 2 - 1 - 24 事業期間別事業数



図表 | 2 - 1 - 25 事業分野別平均事業期間



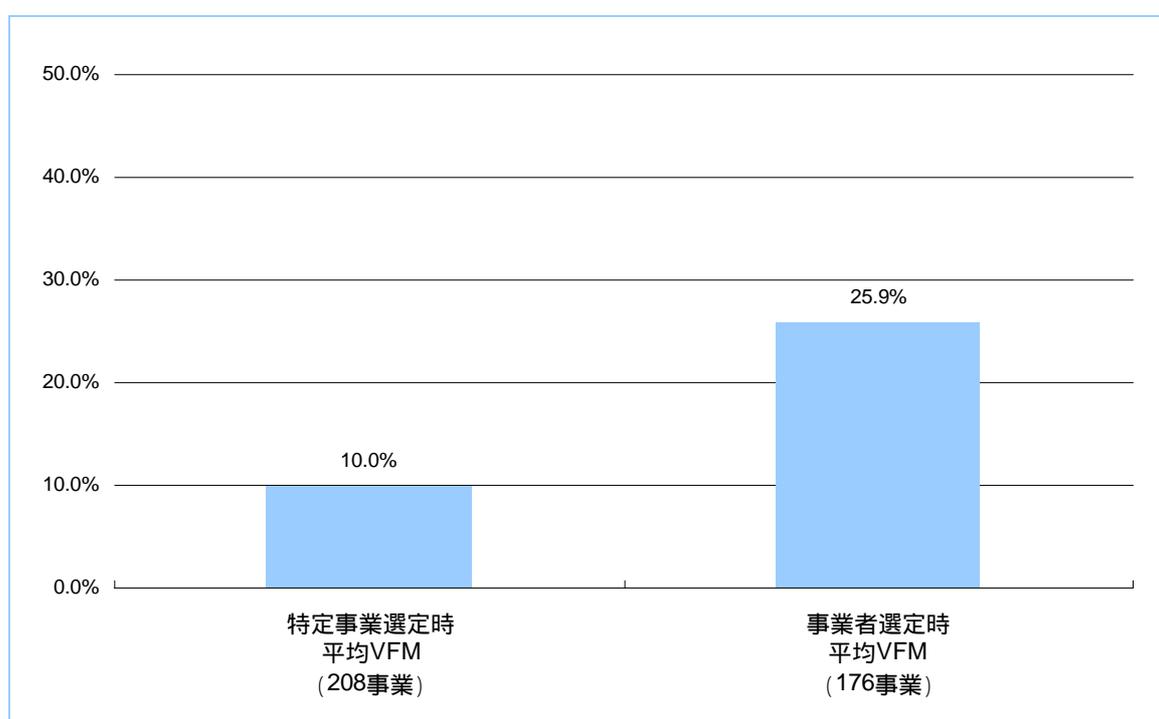
### (3) PFI手法の導入による効果

#### ア 定量的効果

##### (ア) 費用負担の軽減・縮減効果

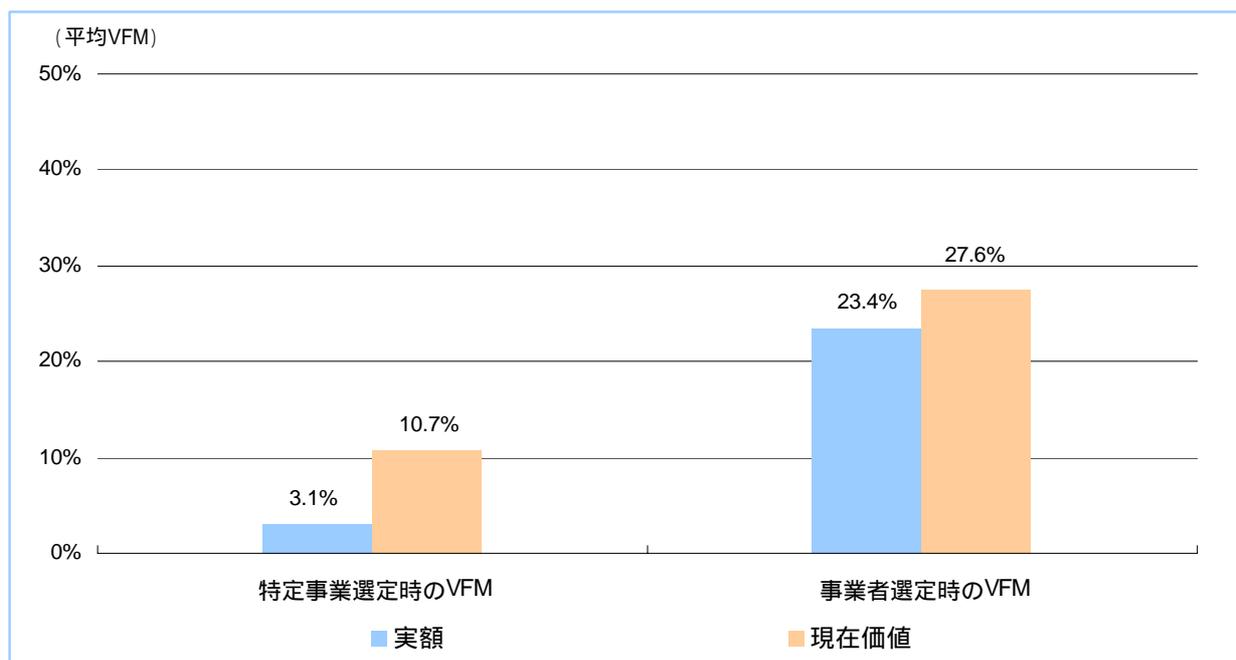
公表資料に基づいてVFM(現在価値換算額)について調査した結果、特定事業選定時のVFMは10.0%であった(平成17(2005)年度末に特定事業選定段階に達している208事業の平均)。また、事業者選定時VFMは25.9%であり(平成17(2005)年度末に事業者選定段階に達している176事業の平均)、特定事業の選定時よりも事業者選定時の方が、VFMが大きい結果となった(図表2-1-26)。

図表 | 2-1-26 特定事業選定時及び事業者選定時におけるVFM(現在価値換算額)



また、アンケートでVFMについて回答のあった55事業について分析した結果、現在価値ベースのVFMの平均値をみると、特定事業選定時のVFM平均は10.7%（55事業の平均値）であり、事業者選定時のVFMの平均は27.6%（55事業の平均値）であった。同様に、実額ベースのVFMの平均値をみると、特定事業選定時のVFMは3.1%、事業者選定時のVFMは23.4%となっており、現在価値ベースのVFMの方が大きくなっているものの、事業者選定時においてはその差は大きくない（図表2-1-27）。

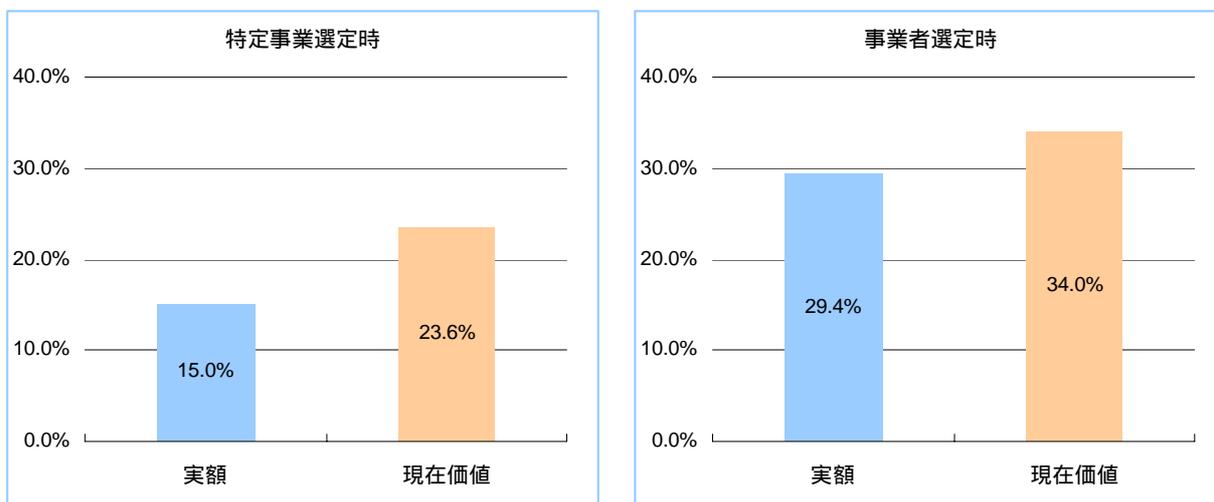
図表 | 2-1-27 実額と現在価値ベースの平均VFMの比較



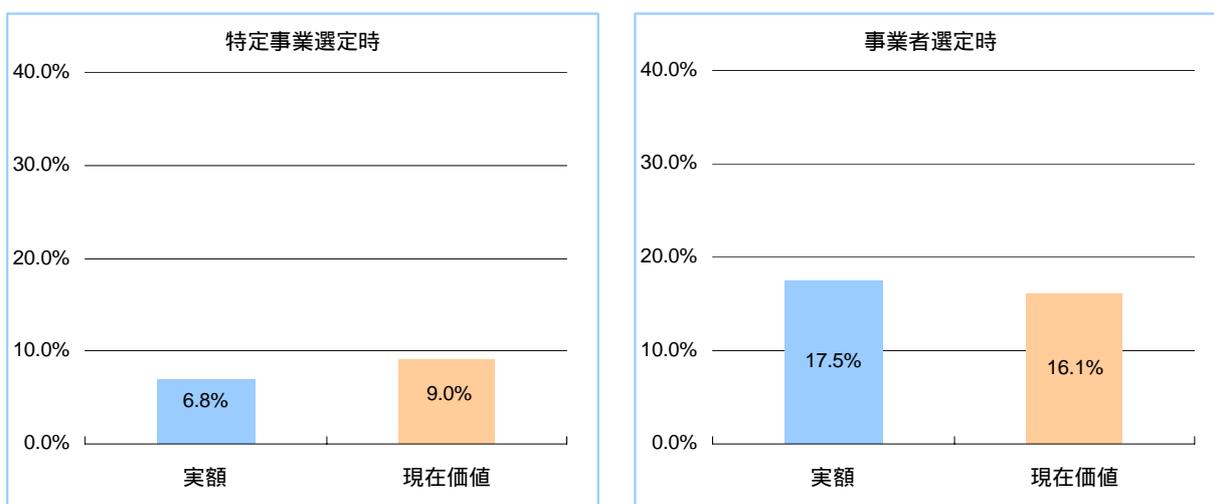
（注）対象事業は、アンケート調査のVFMに関する事項について回答のあった55事業

なお、アンケートで設計・建設費と維持管理・運営費のそれぞれについて回答のあった11件について、VFMの内訳を費用別にみると、維持管理・運営費よりも設計・建設費でVFMが大きくなっている(図表2-1-28、2-1-29)。

図表 | 2-1-28 設計・建設費における特定事業選定時及び事業者選定時のVFM



図表 | 2-1-29 維持管理・運営費における特定事業選定時及び事業者選定時のVFM



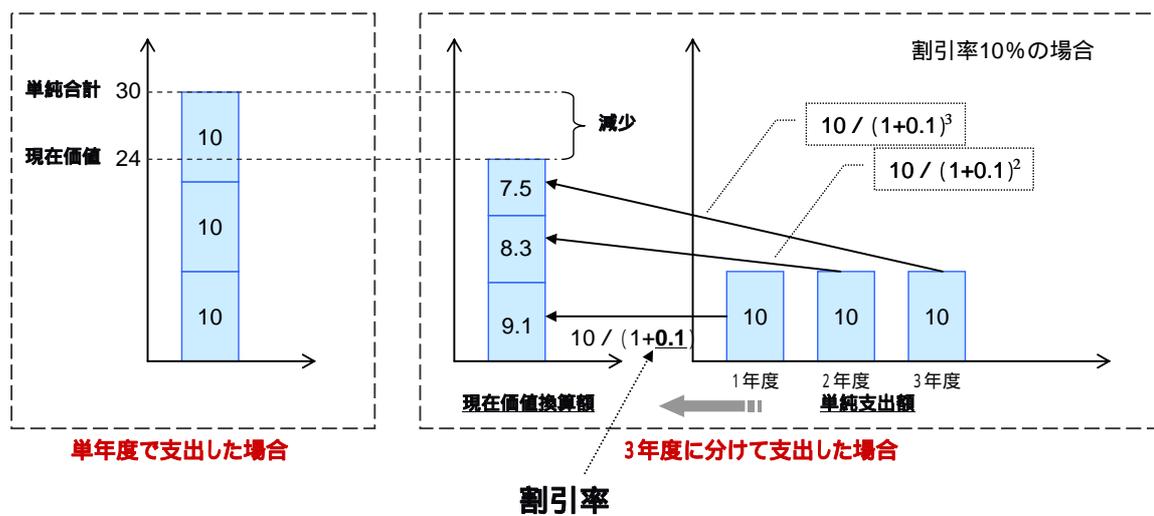
Column-4 現在価値に換算することについて

VFM の評価を、同一の公共サービス水準の下で行う場合、VFM の算出は従来方式による公共の支出額と PFI 手法による支出額を、割引率によって現在価値に換算して比較することより行われる。このような算出方法は英国等においても同様であり、現在価値に換算することにより、支出額のみでなく支出時期も加味して比較することが可能となる。

現在価値に換算するとは

将来に社会状況に変化があることが予想されることや、資金を運用した場合の利子等を考慮すると、一定の金額を現在負担することと、10年後に負担することを同等に見ることはできないとの考え方に基づいている。そこで、貨幣の価値が時間の経過とともに変化する(通常は低下する)ことを前提として、将来の支出を現在の貨幣の価値に換算することを「現在価値に換算する」という。

通常、現在価値の換算には割引率が用いられる。下図で示すように将来の支出額を現在価値に換算する場合、支払いが行われる時期の予定が先になるほど現在価値に換算した値(現在価値換算額)は小さくなる。



	現在	1年目	2年目	3年目	合計
支払い額	0	1,000	1,000	1,000	3,000
現在価値	0	909	826	751	2,487

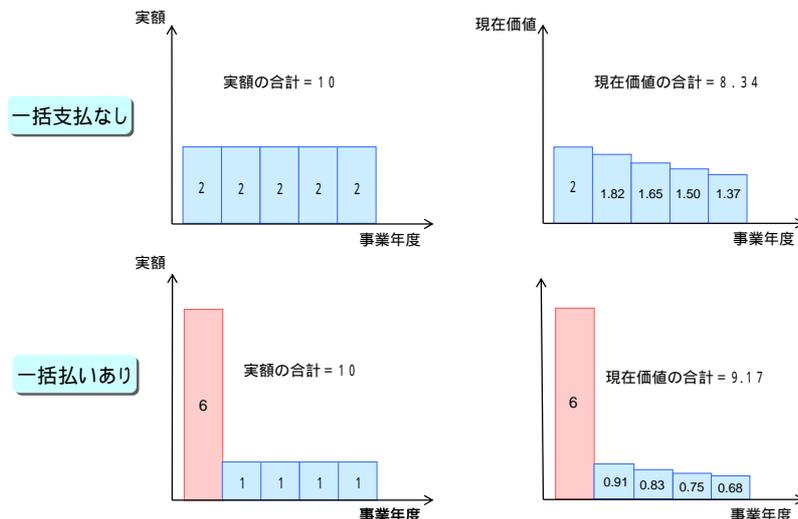
上記の例では、割引率を 10%とした場合の現在換算額を示している。支出合計 30 を 3 年間に 10 ずつ分けて支払うと現在価値は約 24.9 となり、直ちに支出した場合の 30 よりも少なくなる。

このような現在価値への換算は、金融界では債券の理論価格の算出や不動産・企業価値の算出等で広く用いられている。

(イ) 一括支払いと平準化支払いのVFMの差

現在価値に換算後の評価では、事業実施主体(公共施設等の管理者等)が選定事業者に対し一括で支払う方式よりも、一括で支払わずに平準化して支払う方式の方が、現在価値に換算後の財政負担額が小さくなるため、VFMが確保しやすい(図表2-1-30)。

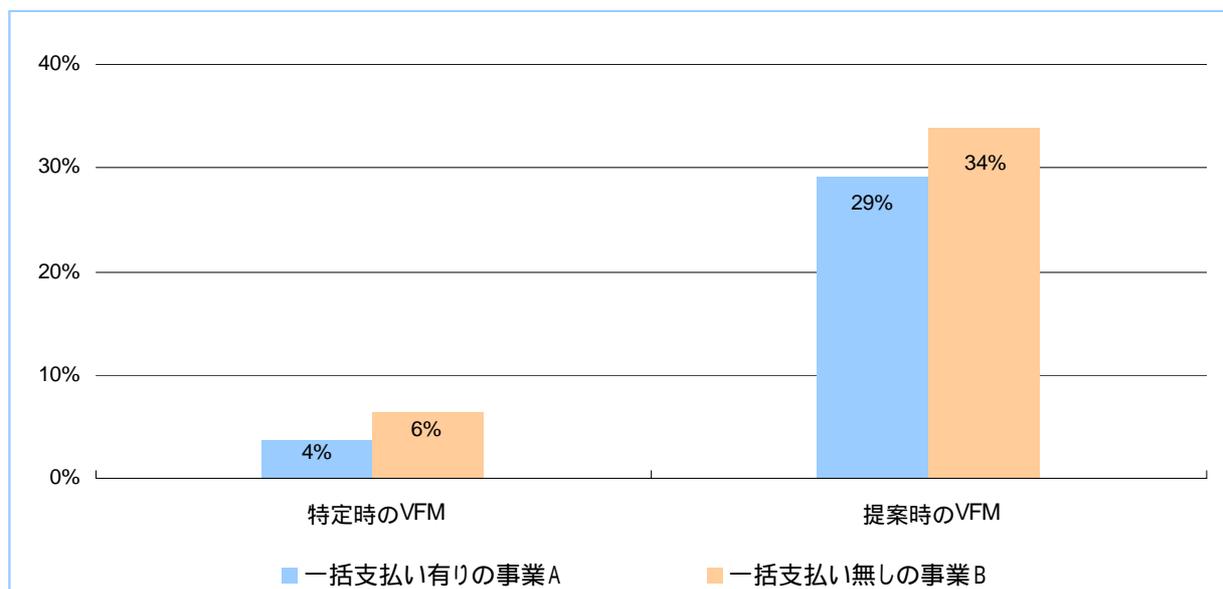
図表 | 2-1-30 割引率を10%と仮定した場合の財政負担の比較



今回のアンケート結果による実例においても、一括支払いのない事業の方が一括支払いのある事業よりも現在価値でのVFMが大きくなっていることが確認された。

以下の2つの事業(A・B)は、同一都道府県内で実施された、事業内容が類似した事業期間も近い事業である。特に異なる点は、公共部門から選定事業者に対する財政負担の一括支払いの有無である。財政負担の一括支払いのない事業Bの方が、一括支払いのある事業Aよりも、現在価値でのVFMが大きくなっている(図表2-1-31)。

図表 | 2-1-31 一括支払いの有無とVFMの関係の例(現在価値ベース)



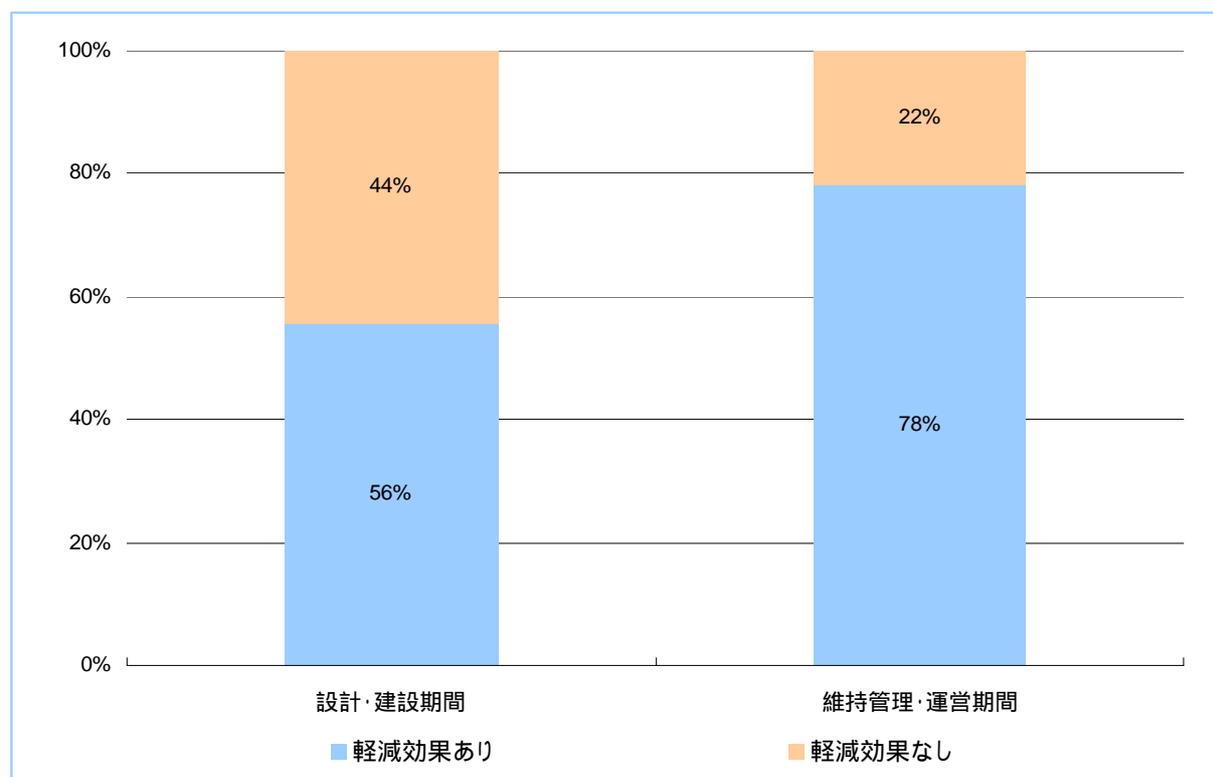
## イ 定性的効果

### (ア) 公共側の事務負担軽減の認知度

アンケートの結果、設計・建設に係わる公共側の事務負担軽減について、「負担軽減あり」と答えた割合は56%、維持管理・運営に係わる公共側の事務負担軽減については78%と、いずれにおいても半数を超える事業実施主体(公共施設等の管理者等)にその効果が認知されていることが明らかとなった(図表2-1-32)。

事務負担軽減の具体的な内容としては、設計・建設に係わる公共側の事務負担の軽減については、設計監理業務や工事監理業務の軽減、維持管理・運営期間における事務負担の軽減については、従来分割発注で毎年行われていた複数の入札事務の軽減等が考えられる。

図表 | 2 - 1 - 32 公共側の事務負担軽減の認知度



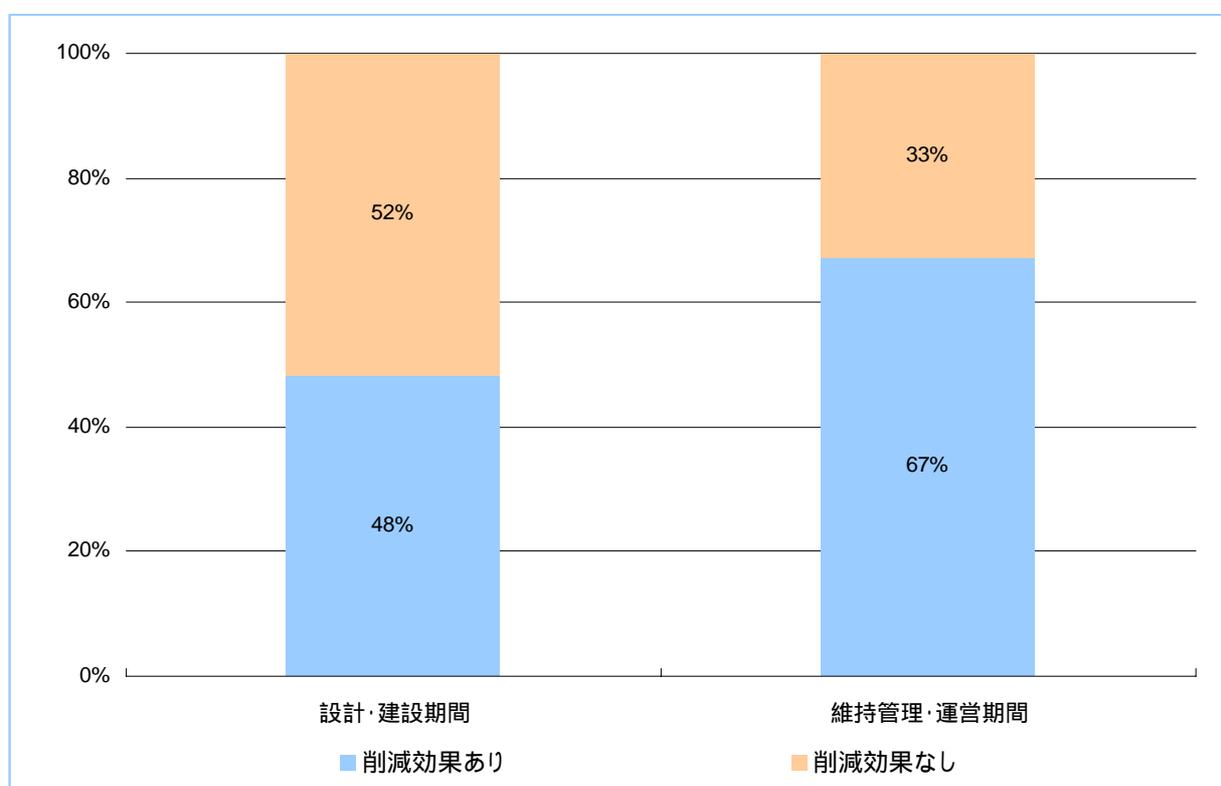
(注) 分析の対象はこの整理の対象外の事業と回答のない事業を除いた事業(設計及び建設期間: 158事業、維持管理・運営期間 152事業)

## (1) 公共側の人員削減の効果の認知度

「設計・建設期間」及び「維持管理・運営期間」のいずれにおいても、人員削減の効果が認知されているが、特に、「維持管理・運営期間」における認知度が高くなっている(図表 2-1-33)。

人員削減の具体的な内容として、設計・建設に係わる人員削減については、公共側で設計を行っていた場合の設計業務に係わる人員の配置転換等や、設計監理業務や工事監理業務に係わる人員の配置転換等、維持管理・運営に係わる人員削減については、公共側で維持管理・運営業務を実施していた場合の維持管理・運営業務に要する人員が不要となるに伴う配置転換等や、従来分割発注で毎年行われていた複数の入札事務の軽減に伴う配置転換等が考えられる。

図表 | 2-1-33 公共側の人員削減の認知度



(注) 分析の対象はこの整理の対象外の事業と回答のない事業を除いた事業(設計・建設期間: 145 事業、維持管理・運営期間: 146 事業)

(ウ) 公共管理者が認知するサービス向上の評価

サービス提供水準の向上

サービス提供水準が向上したと回答した割合は全体の95%と非常に高く、事業実施主体(公共施設等の管理者等)の満足度の高さをあらわしている(図表2-1-34)。

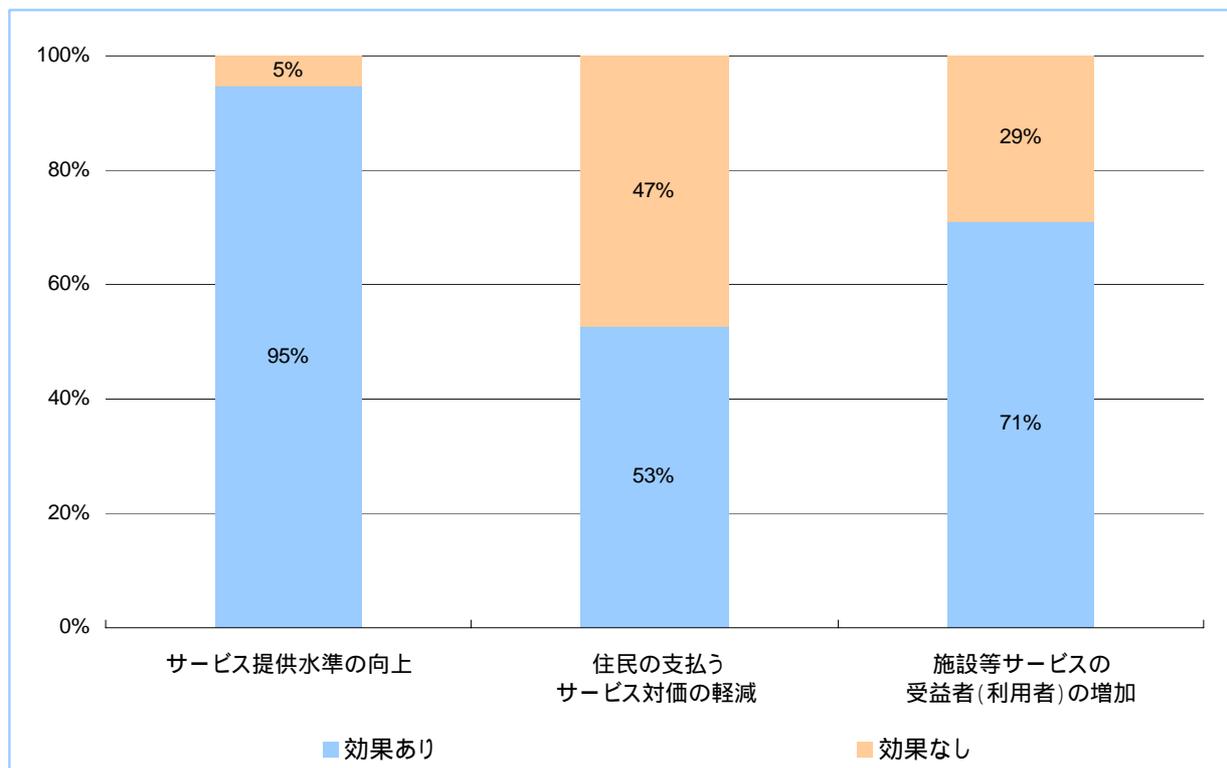
住民の支払うサービス対価の軽減

住民の支払うサービス対価の軽減効果があると回答した割合は53%であり、サービス提供水準の向上に比べ低い(図表2-1-34)。

施設等サービスの受益者(利用者)の増加

施設等のサービスの受益者が増加したと回答した割合は71%であり、PFI手法の導入によって一定の利用者増加効果があることが認識されていることが窺える。(図表2-1-34)。

図表 | 2-1-34 サービス提供水準の向上等の認知度



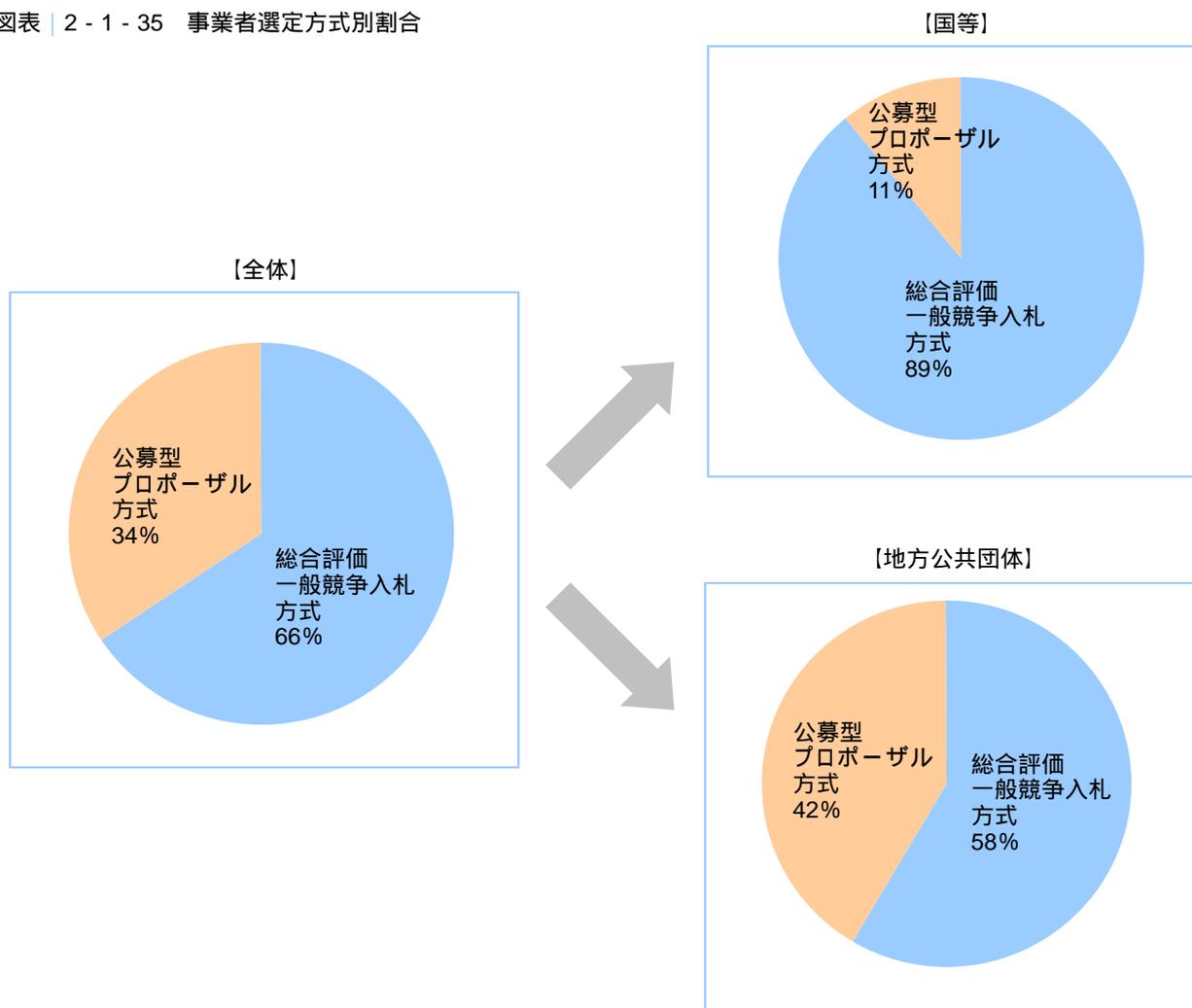
(注) 分析の対象はこの整理の対象外の事業と回答のない事業を除いた事業

#### (4) 事業者選定方式

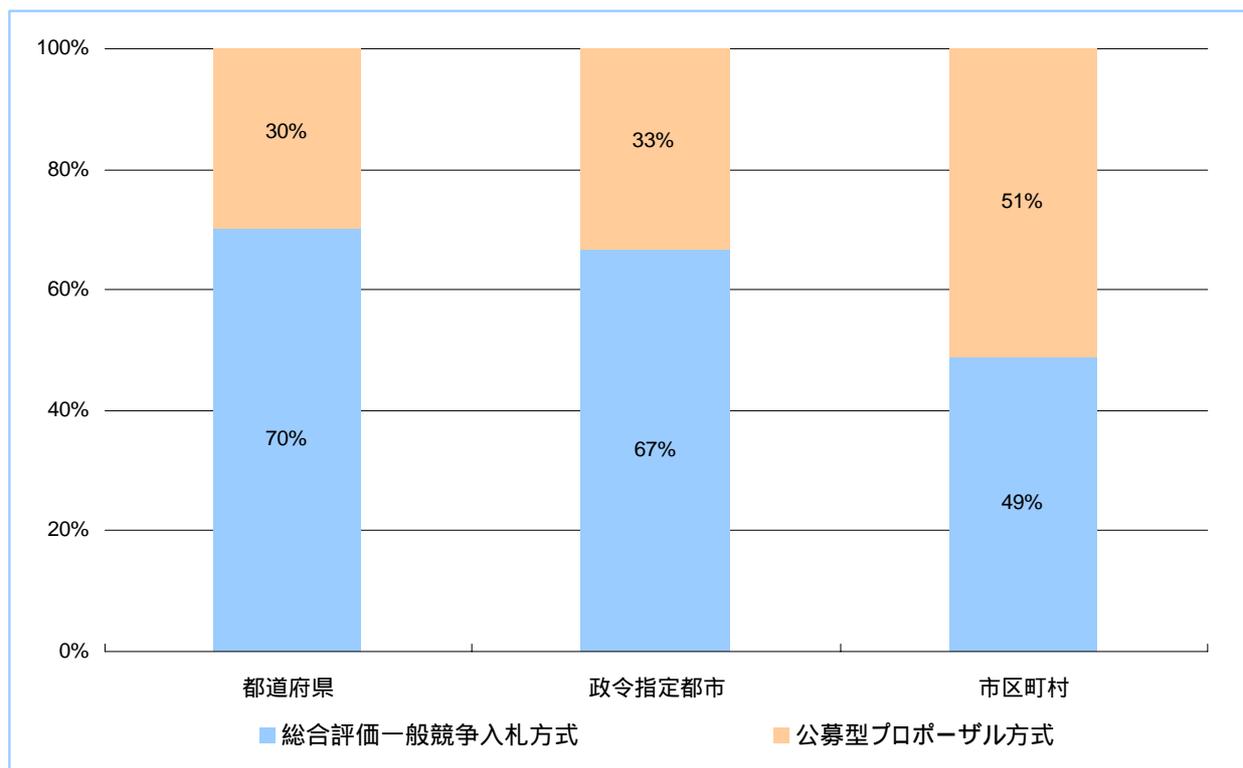
現状をみると、195事業のうち128事業(66%)において「総合評価一般競争入札」が採用されており、67事業(34%)で「公募型プロポーザル」が採用されている(図表2-1-35)。

事業実施主体(公共施設等の管理者等)別にみると、「国等」は40事業(89%)において「総合評価一般競争入札」が採用されており、「都道府県」は70%、「政令指定都市」は67%、「市区町村」は49%となっている(図表2-1-35、2-1-36)。

図表 | 2-1-35 事業者選定方式別割合



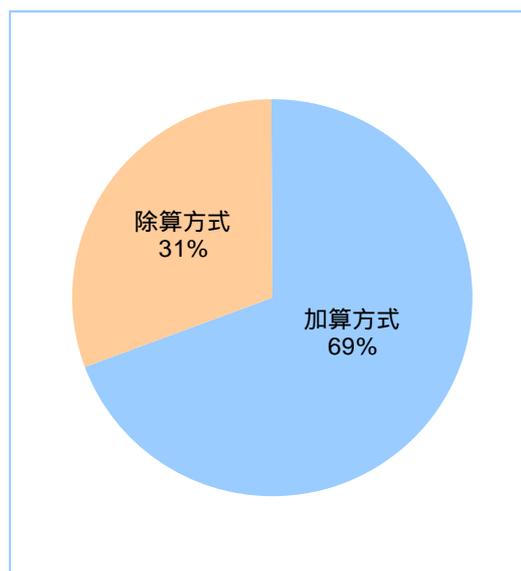
図表 2 - 1 - 36 事業実施主体（公共施設等の管理者等）（地方公共団体）別事業者選定方式の割合



また、総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する方式であり、落札者を決定するための評価値の算定方法としては、価格以外の要素による得点と価格要素による得点を加算する「加算方式」と、価格以外の要素による得点を価格で除算する「除算方式」が挙げられる。

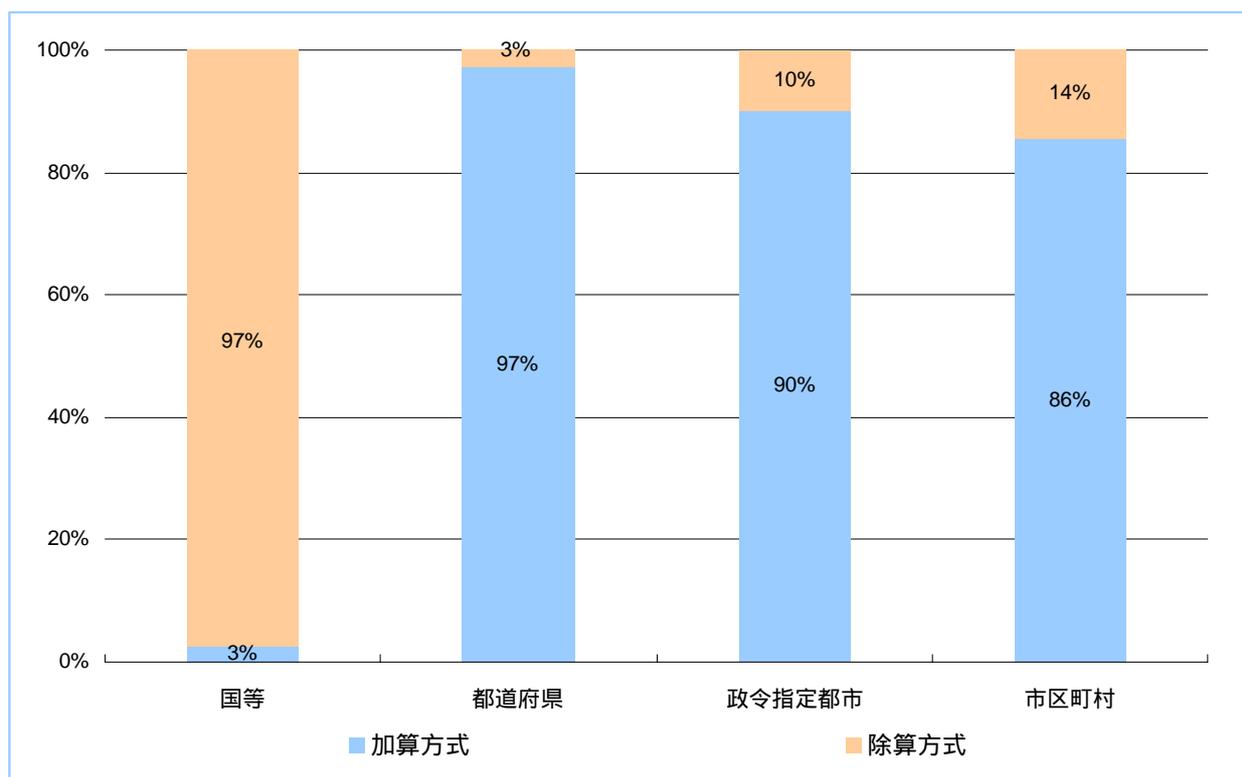
現状、全体としては加算方式を採用するPFI事業の方が多いが（図表2-1-37）、事業実施主体（公共施設等の管理者等）別では、国等では除算方式が大半を占めるのに対し、地方公共団体では加算方式が大半を占めている（図表2-1-38）。

図表 | 2 - 1 - 37 加算方式・除算方式の割合



(注) 無回答の事業(30事業)は分析の対象に含めていない。

図表 | 2 - 1 - 38 事業実施主体(公共施設等の管理者等)別加算方式・除算方式の割合



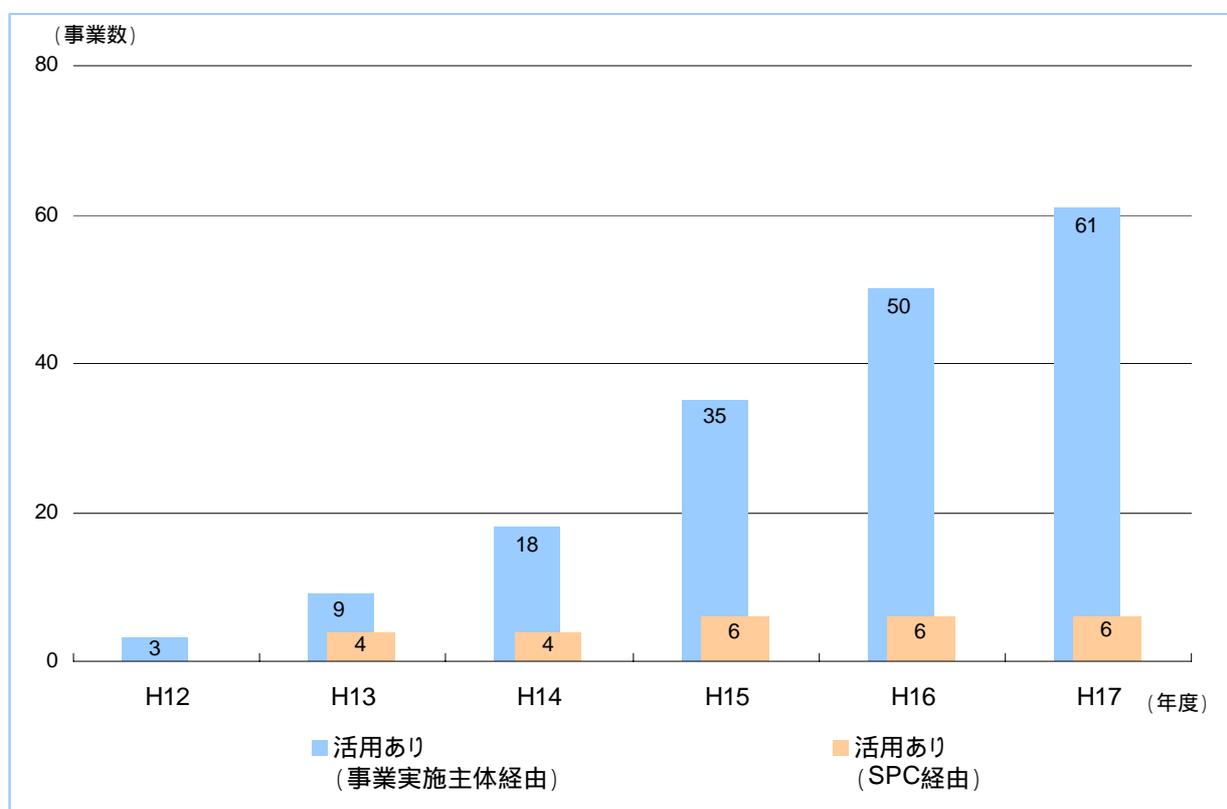
### (5) 補助金の活用

各省庁の交付要綱等で PFI 事業の場合にもイコールフットイングで補助金が交付される事業が増加しており、実際に補助金が活用されている事業は 67 事業と全体の 34%となっている(図表 2 - 1 - 39、2 - 1 - 40)。

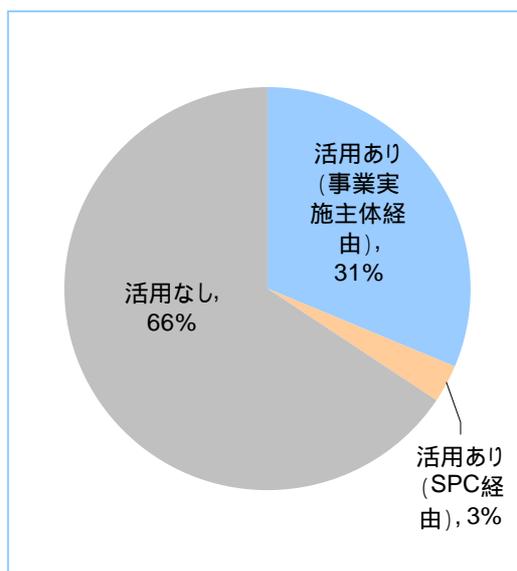
施設の所有形態別にみると、BTO 方式で活用されている割合は 38%となっているが、BOT 方式では 11%に留まっている(図表 2 - 1 - 41)。

事業分野別にみると、「生活と福祉」及び「まちづくり」分野で補助金が活用されている事業の割合が高く、特に「公営住宅」、「都市公園」についてはすべての事業において補助金が活用されている(図表 2 - 1 - 42)。

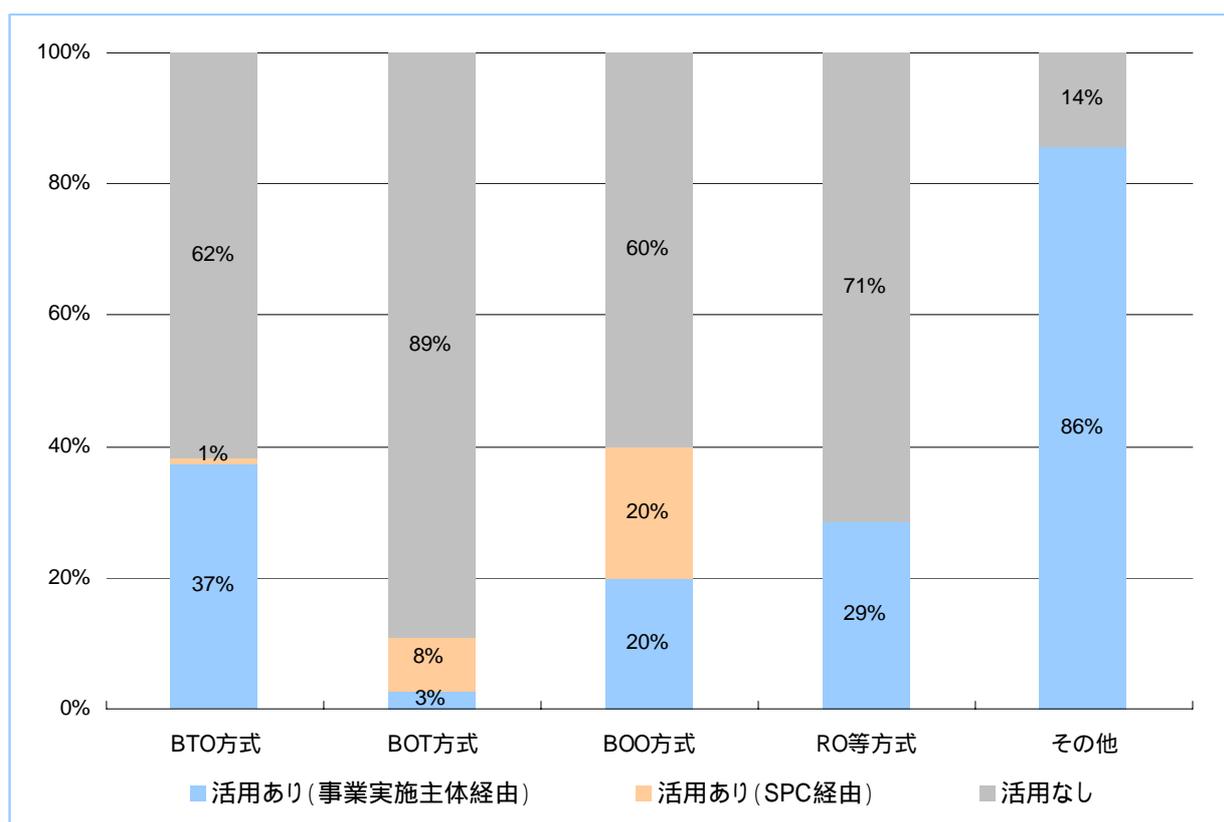
図表 | 2 - 1 - 39 補助金活用の事業数(累計)



図表 | 2 - 1 - 40 補助金活用の有無の割合

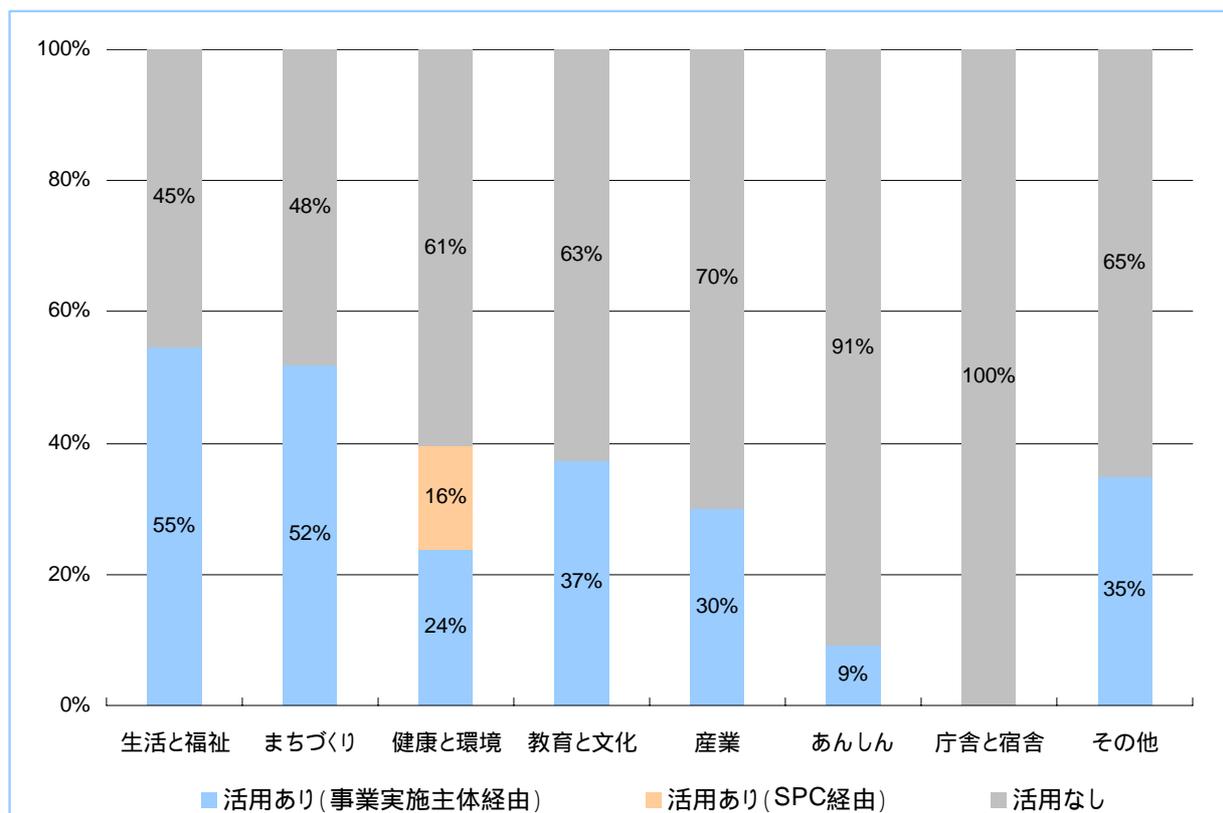


図表 | 2 - 1 - 41 施設の所有形態別補助金の活用の有無の割合



(注)「その他」には、一つの事業に複数の施設所有形態を含むものが含まれる

図表 | 2 - 1 - 42 事業分野別補助金の活用の有無の割合



(注) 生活と福祉(老人福祉施設等) まちづくり(駐車場、空港、公園、公営住宅等) 健康と環境(病院、斎場、浄化槽等) 教育と文化(学校、図書館、美術館、ホール等) 産業(卸売市場、観光施設等) あんしん(警察施設、消防施設、行刑施設等) 庁舎と宿舍(事務庁舎、宿舍等) その他(複合施設、道の駅等)